

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
制度検討作業部会
第二十四次中間とりまとめ
(案)

令和8年2月

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
制度検討作業部会

目 次

1. はじめに	4
2. 市場整備の方向性(各論)	5
2.1. 非化石価値取引市場	5
(1) 高度化法第2フェーズの運用	5
(2023年度 中間目標達成状況の評価)	5
(2023年度 証書販売収入の使途報告)	6
(2024年度 FIT 証書による代替調達について)	7
(2024年度需給バランス想定値の乖離の要因分析と 2025年度に向けた対応)	12
(2024年度 中間目標達成状況の評価)	14
(2024年度 証書販売収入の使途報告)	16
(2025年度 高度化法中間目標値)	17
(2025年度 第1回非化石証書の需給状況等に関するアンケート)	19
(2) 高度化法第3フェーズの制度設計	21
(第3フェーズ以降に向けた議論(総論))	21
(第3フェーズ以降に向けた議論(各論))	29
(2031年度以降の目標のあり方)	29
(第3フェーズにおける化石電源グランドファザリング)	31
(第3フェーズの中間評価のあり方)	33
(中間目標値の設定方法)	33
(2026年度 高度化法目標(速報値))	39
(第3フェーズに向けた論点の検討状況)	41
(3) 非化石価値を取り巻く環境の変化を踏まえた対応	43
(非FITバイオマス認定における燃料の安定調達(持続可能性等))	43
(非FIT再エネ証書の直接取引拡大)	45
(非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い)	47
(高度化法におけるCCSの非化石価値の算定方法について)	47
(再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値)	48
(4) その他	49
(電力小売GLの改定)	49

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会	51
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会委員名簿	54

1. はじめに

東日本大震災を契機に、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大を目的とする電力システム改革が進められる中、更なる競争の活性化を進めるとともに、環境適合、再生可能エネルギーの導入拡大、安定供給等の公益的課題に対応するための方策について、電力システム改革貫徹のための政策小委員会（以下「貫徹小委員会」という。）において、議論がなされてきた。貫徹小委員会において創設が提言された 5 つの市場（ベースロード市場、間接オークション・間接送電権市場、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場）等の詳細制度設計については、制度検討作業部会¹（以下「本作業部会」という。）において検討が進められ、各市場における取引が開始されている。

これまで、本作業部会においては、各市場の運用開始に向けて制度設計を進めるとともに、運用を通して顕在化した課題や電気事業を巡る環境変化を踏まえ、適時制度の見直しを行ってきた。

本作業部会での討議内容については、定期的に取りまとめのうえ、パブリックコメント手続を経て公表しており、本稿は 24 回目の中間とりまとめとなる。

今回のとりまとめでは、世界的な脱炭素という潮流の加速化や、2050 年カーボンニュートラル宣言などにより、需要家のカーボンフリー電気の調達ニーズが高まっていることを踏まえ、小売電気事業者の高度化法の義務の達成のために創設された高度化法義務達成市場と、需要家も市場取引に参加可能とする再エネ価値取引市場に関連する最近の議論をとりまとめた。

具体的には、高度化法第 2 フェーズ（2023～2025 年度）の運用状況の評価を実施するとともに、2026 年度から開始する第 3 フェーズに向けた制度設計などの検討結果をとりまとめている。

なお、第 3 フェーズに向けた制度設計に関連して議論が開始された非化石価値を適正に評価するための市場のあり方については、本作業部会において、引き続き検討を深めていくこととし、本とりまとめの対象とはしていない。

エネルギーを取り巻く情勢が大きく揺れ動く中、我が国の国民生活や経済活動を支える電気の安定供給をいかにして実現できるか、改めてその公益的課題に正面から向き合うことが求められている。本作業部会は、引き続き、国内の社会・経済動向、国際情勢の変化に機敏に対応し、各市場制度について不断の見直しを行うとともに、新たな制度の検討についても取り組んでいく。

¹ 本作業部会は、2017 年 3 月に総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会（以下「基本政策小委員会」という。）の下に設置されたものである。

2. 市場整備の方向性（各論）

2.1. 非化石価値取引市場

(1) 高度化法第2フェーズの運用

(2023年度 中間目標達成状況の評価)

○ はじめに

前年度の電気の供給量が5億キロワット時以上の小売電気事業者等は、高度化法に基づき、毎年度、エネルギー源の環境適合利用の目標達成のための計画（達成計画）を国に提出しなければならない。

また、国は、事業者ごとに達成すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」）を通知し、目標の達成状況等について、評価を行った上で公表することとしている。

そこで、2024年7月末に提出された達成計画に基づき、高度化法第2フェーズの初年度である2023年度達成状況等について、評価結果を報告した。

○ 第2フェーズ評価の方向性

第2フェーズの評価は、第1フェーズとは異なり、単年度の中間目標値と実績値で評価することとなっている。

評価結果を踏まえ、必要がある場合には、高度化法第6条に基づく指導・助言、同法第8条に基づく勧告を行うといった対応を行うことが想定されている。

また、第2フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを基本的な取扱いとしている。

○ 2023年度中間評価の結果（全体）²

2023年度の中間評価の最終結果は参考図2.1-1の通りであり、全体の94%の事業者が達成、未達が5%であった。

前回と同様、目標達成事業者と未達事業者の社名及び達成状況を公表することで、今後の確実な目標達成に向けた取り組みを促すこととした。

他方で、未達の状況は軽微（いずれも90%後半の達成率）であり、高度化法に基づく行政指導（指導・助言、勧告）が必要な状況とまではいえないと考えられたため、同法に基づく行政指導は実施しないこととした。

参考図 2.1-1 2023年度中間評価の結果（全体）

2023年度中間評価の結果	
達成	53者 (94%)
目標値なし	15者
未達	3者 (5%)
合計	71者

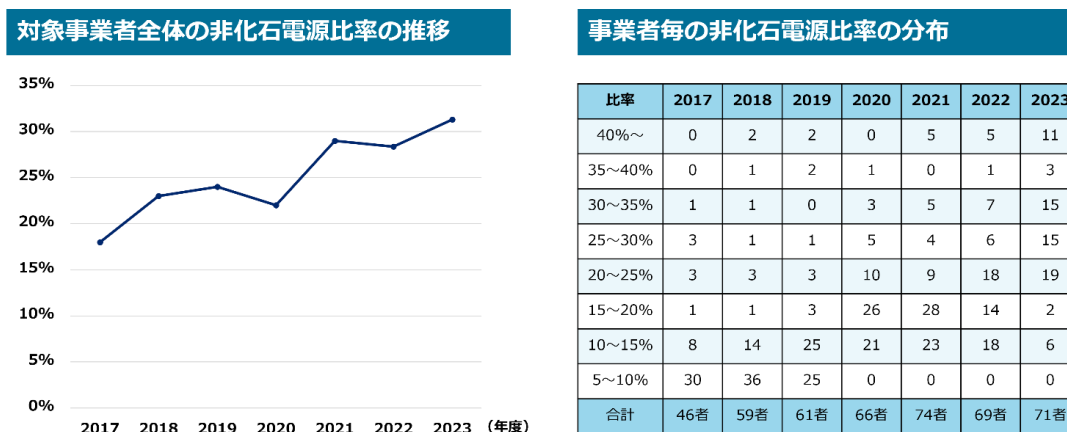
² 達成には、共同達成の者を含む。また、中間目標値は、年度を通じた供給量が5億kWh以上となった小売電気事業者に対して通知しているため、5億kWhを超過した初年度には目標値が通知されていない。

参考図 2.1- 2 2023 年度中間評価の結果（事業者別）

達成状況	社名			
達成	auエネルギー&ライフ (株)	エバーグリーン・マーケティング (株) 注1	(株) ジェイコム湘南・神奈川	中部電力ミライズ (株)
	(株) CDエナジーダイレクト	エバーグリーン・リテイリング (株) 注1	(株) ジェイコム千葉	日鉄エンジニアリング (株)
	HTBエナジー (株)	(株) エフエネ	(株) ジェイコム東京	日本テクノ (株)
	(株) Loopo	大阪瓦斯 (株)	四国電力 (株)	(株) ハルエネ
	M C リーデルエナジー (株)	(株) オプテージ	(株) 新出光	北陸電力 (株)
	(株) PinT	オリックス (株)	シン・エナジー (株)	北海道瓦斯 (株)
	SBパワー (株)	関西電力 (株)	(株) ストエネ (旧:グランデータ)	北海道電力 (株)
	アーバンエナジー (株)	(株) 関電エネルギーソリューション	大和ハウス工業 (株)	丸紅新電力 (株)
	(株) アイ・グリッド・ソリューションズ	九州電力 (株)	(株) 東急パワーサプライ	ミツウロコグリーンエネルギー (株)
	出光興産 (株)	九電みらいエナジー (株)	東京ガス (株)	楽天エナジー (株)
	(株) エナリス・パワー・マーケティング	(株) グリムスパワー	東京電力エナジーパートナー (株)	(株) リミックスポイント
	エネサープ (株)	サミットエナジー (株)	東邦ガス (株)	計53者
	(株) エネット	(株) ジェイコムウエスト	東北電力 (株)	
	(株) エネワンでんき	(株) ジェイコム埼玉・東日本	中国電力 (株)	
目標値なし	(株) FPS	沖縄電力 (小売) (株)	コスモエネルギーソリューションズ (株)	ゼロワットパワー (株)
	NTTアノードエナジー (株)	沖縄電力 (送配電) (株)	西部瓦斯 (株)	全農エネルギー (株)
	(株) UPDATER	九州電力送配電 (株)	シナネン (株)	デジタルグリッド (株)
	(株) U-POWER	(株) グローバルエンジニアリング	しるくま電力 (株) (旧:afterFIT)	計15者
達成状況	社名	(参考) 達成率 (%)	未達の要因	
未達	ENEOS Power (株)	99.04	証書移転の手続き遅れ	
	日本瓦斯 (株)	97.12	基準となる電力量の算定誤り	
	リコージャパン (株)	98.66	基準となる電力量の算定誤り	

注1) 商社で共同達成

参考図 2.1- 3 高度化法対象事業者の非化石電源比率の推移³



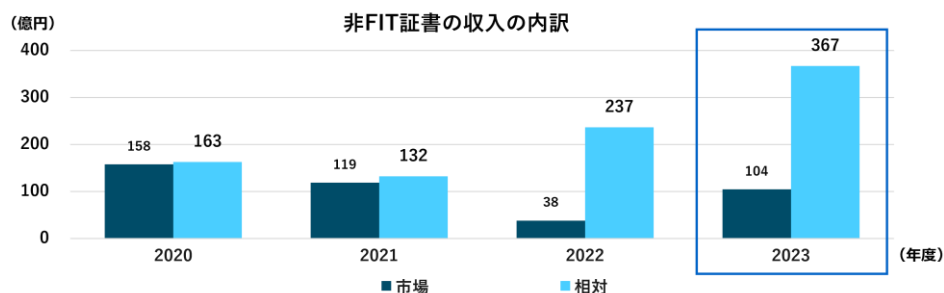
(2023 年度 証書販売収入の用途報告)

○ 非 FIT 証書の収入について (2023 年度)

非化石価値取引制度においては、非化石証書の売り手のうち、旧一般電気事業者であった発電事業者及び電源開発については、外部への非 FIT 証書の販売収入がある場合、証書販売収入の額及び用途について、資源エネルギー庁に報告することを求めている。

³ 過年度実績との比較であるため、2020 年度以降は FIT 証書 (売れ残り配分量も含む) および非 FIT 証書のいずれも対象とした際の比率 (44%目標との関係からみたもの)。なお、第 70 回制度検討作業部会 (2022 年 10 月 3 日) 参考資料 2 を、対象事業者からの達成計画に基づき時点更新した。

参考図 2.1- 4 非FIT 証書の収入について（2023 年度）⁴



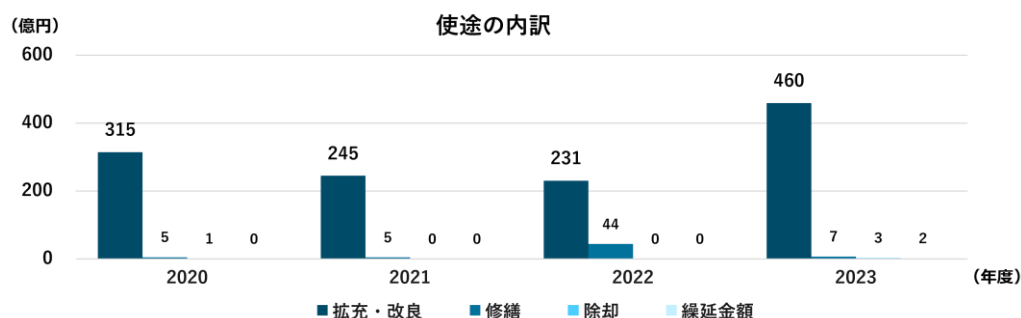
○ 使途の内容について（2023 年度）

使途の内訳では、拡充・改良については、主に水力発電所の大型改修（リプレース）や地熱発電所の改良工事、原子力発電所の安全対策工事などがあつた。

修繕については、主に水力発電所の堆砂処理作業やえん堤修繕等などがあつた。

除却については、水力発電所等の設備更新や原子力発電設備の設備投資などがあつた。

参考図 2.1- 5 使途の内容について（2023 年度）⁵



（2024 年度 FIT 証書による代替調達について）

○ （1）FIT 証書による代替調達について

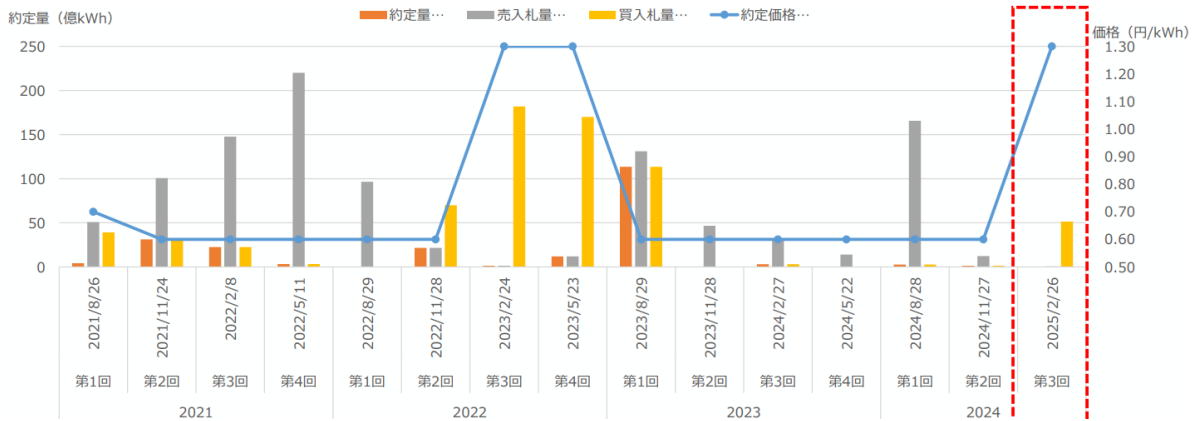
高度化法義務達成市場（非FIT 市場）の 2024 年度第 3 回オークションでは、供給に比して、需要が高い状況が生じたことから、各社ごとに割り振られた中間目標値を達成できないリスクを踏まえ、高度化法の義務履行の手段として、非FIT 証書の上限価格以上でのFIT 証書の購入量を、高度化法義務の履行に活用する代替調達の発動有無について検討を行った。

発動有無の判断は、事業者に対するアンケート等を通じて、市場の需給状況を把握した上で、需給バランスが 1 を下回る可能性があるかどうか判断基準となることから、高度化法義務対象の小売電気事業者及び主な発電事業者に、2024 年度の非FIT 証書の需要及び供給に関するアンケートを実施し、市場の動向を確認することとした。

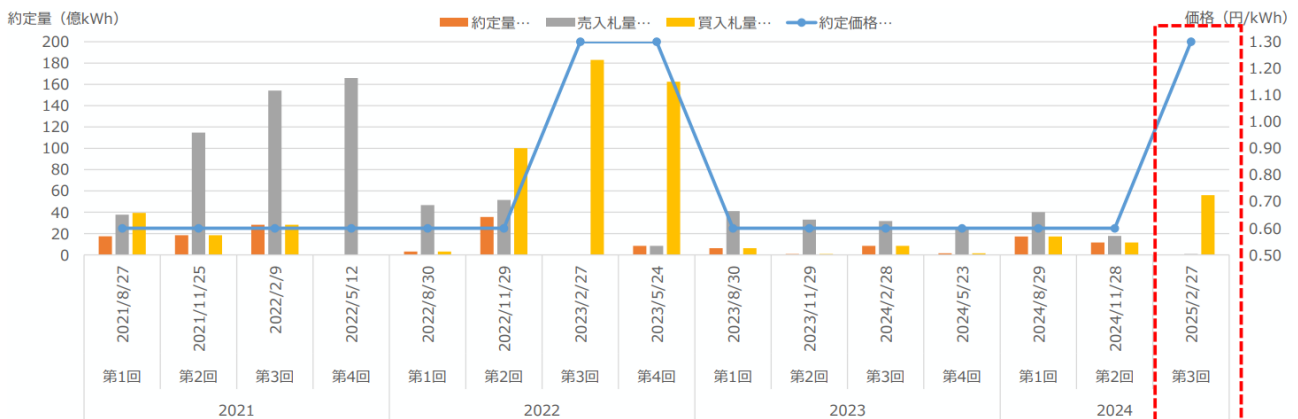
⁴ 年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

⁵ 一部事業者は証書収入以上の非化石電源への投資を行っているが、その場合は証書収入分までを反映。また、使途の内訳については、各社毎の考え方に基づき収入を配分。なお、年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

参考図 2.1- 1 高度化法義務達成市場（再エネ指定なし）2024 年度第 3 回オークション結果



参考図 2.1-7 高度化法義務達成市場（再エネ指定あり）2024 年度第 3 回オークション結果



○ 2024 年度の非化石証書の需給状況等に関するアンケートの概要

2025 年 3 月下旬から、24 年度の間目標対象事業者 64 者および売り手（旧一電および電源開発）11 者 に対し、高度化法義務の達成状況に関するアンケートを実施。中間目標対象事業者 53 者⁶、売り手 12 者⁷より回答をいただいた。

参考図 2.1-8 アンケートの概要

- | | |
|---|---------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 2024年度の年間販売電力量（見込み） 2024年度の間目標達成に必要な非FIT非化石証書の外部調達量（実績および見込み） 2024年度における非FIT非化石証書の市場調達量（実績および見込み） 2024年度における非FIT非化石証書の相対調達量（実績および見込み） 2024年度の間目標の達成時期 <ol style="list-style-type: none"> ①調査時点で達成済み ②25年6月（証書口座締め日前）まで ③達成困難 （4.の質問で②と回答した方のみ） 目標達成に向けた懸念等 （4.の質問で③と回答した方のみ） その理由 | 買い手側へのアンケート内容 |
| <ol style="list-style-type: none"> 2024年度の非FIT証書供出量（1-12月発電分が対象）（実績（一部認定前含む）） 2024年度における非FIT非化石証書の市場約定量（実績および見込み） 2024年度における非FIT非化石証書の相対販売量（実績および見込み） 2024年度第4回オークションへの供出予定量が0の場合、その理由 | 売り手側へのアンケート内容 |

注) いずれの値もグループ内取引、内部取引量を除いた値。
また、口座上での受渡し前であっても、受渡しが契約等で確定している量は、「調達/販売済み」に含む。

⁶ 未回答の 11 者のうち、2 社はグループ会社として報告、5 社は 24 年度の小売を休止、1 社は販売電力量が高度化法義務の基準を下回るため対象外。

⁷ 1 者が親会社及び子会社別に回答いただいたため回答数が増加

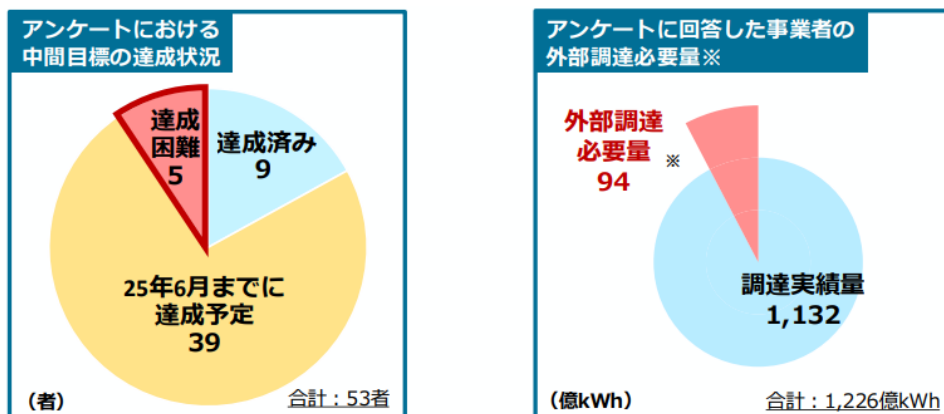
○ (2) 2024年度の想定需給バランス

<①今後の需要（義務対象事業者向けアンケート結果）>

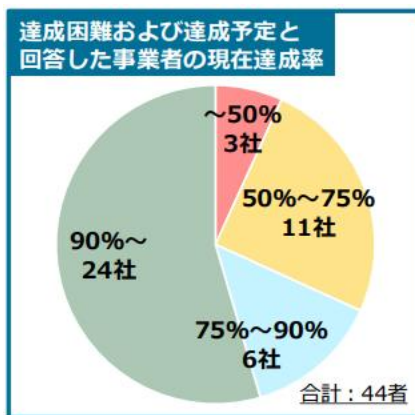
アンケートで達成済みと回答した業者は9者であった。また、2025年6月までに達成予定と回答した事業者は39者であった。他方、達成困難と回答した事業者は5者であった。また、アンケートに回答した事業者の、外部調達必要量⁸は約94億kWhであった。

アンケートで達成予定または達成困難と回答した事業者（44者）のうち、半数以上の事業者は現在の達成率⁹が90%以上であった。

参考図 2.1- 9 今後の需要（義務対象事業者向けアンケート結果）



参考図 2.1- 10 事業者の達成状況（アンケート結果）



<②今後の供給（（主要な発電事業者向けアンケート結果）>

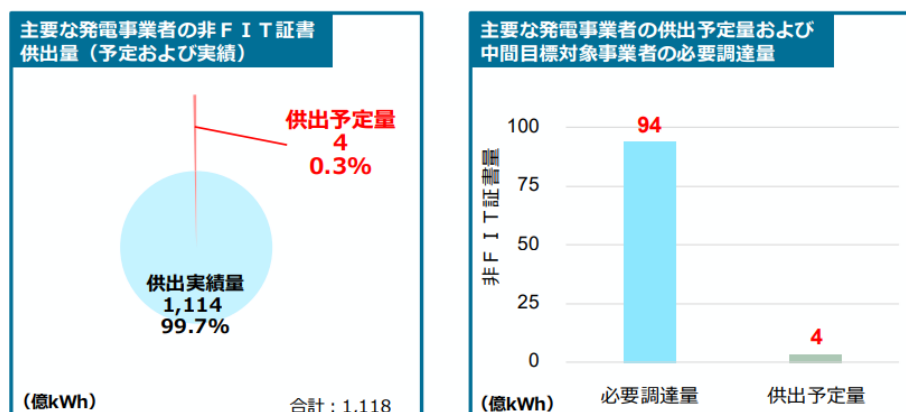
アンケートで、主要な発電事業者の年間非FIT証書発行量（約1,118億kWh）のうち、ほぼ全量（1,114億kWh）を供出済みであり、今後の供出予定量は僅か（約4億kWh）であった。

また、今後の供出余力がない事業者は9者であった。ただし、今回のアンケートは、旧一般電気事業者及び電源開発に対して行ったものであり、このアンケートでは把握できない非化石電源に由来する非化石証書が市場に供出される可能性がある。

⁸ 市場および相対調達量（見込） + 目標達成までの不足量 相対取引は他社からの相対取引による調達を指し、グループ内の内部取引は除く

⁹ 現在の達成率はアンケート結果の数値に基づき次の式で算定（市場調達量(実績) + 相対調達量(実績)） / 外部調達量

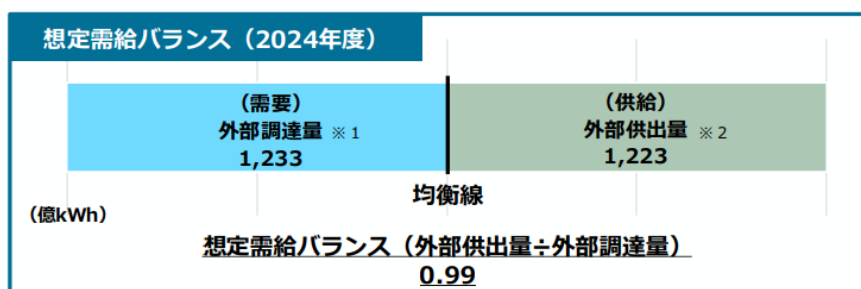
参考図 2.1- 11 今後の供給（主要な発電事業者向けアンケート結果）



<③想定需給バランス（アンケート結果等から推計）>

こうしたアンケートの結果等から、2024年度の想定需給バランスは0.99と推計された。

参考図 2.1- 12 想定需給バランス（アンケート結果等から推計）



※1 中間目標対象事業者へのアンケートに未回答の事業者については、2024年度の年間販売電力量（見込み）および外部調達比率から推計したうえで加算。
 ※2 主要な発電事業者（旧一電および電源開発）へのアンケート結果の供出量に、旧一電と電源開発以外による供出量を推計の上、加算（非FIT証書の認定実績等から推計）。

○（3）代替調達の適用について

<①代替調達の適用について>

FIT 証書による代替調達手段の適用については、市場全体の需給バランスが1を下回ると見通せることと第79回制度検討作業部会の議論で整理されており、アンケート結果等から推計すると、2024年度の想定需給バランスは1を下回る可能性があった。

この点、確実に、需給バランスが1を下回るかを明言することは難しいが、状況が明らかになった後に代替調達の適用を判断するのでは、タイミングが遅きに失し、小売電気事業者の義務達成に大きな影響を与えることが想定されるため、上述のアンケート結果を元に、代替調達を認めることとした。

その際、代替調達の適用については、第79回制度検討作業部会で議論されているように、第3回非FITオークションの約定結果等を踏まえ、第4回非FITオークション（再エネ指定あり、なし）において、必要調達量を1.3円/kWhで入札することを条件に、認めることとした。

参考図 2.1-13 代替調達の適用に関するスケジュール

2024年度 FITおよび非FITオークション スケジュール													
	2024年						2025年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
非FITオークション			# 1			# 2			# 3			# 4	
FITオークション			# 1			# 2			# 3			# 4	
代替調達実施判断													
事業者アンケート													

必要調達量を1.3円/kWhで入札することが条件

代替調達は第4回（最終）オークションでのみ実施可能

アンケート結果から需給バランスを試算し実施を判断

参考図 2.1-14 第79回制度検討作業部会における議論

【参考】証書需給ひっ迫時の義務履行代替手段

第79回 制度検討作業部会
(2023年5月25日) 資料6

- 前回の制度検討作業部会では、非FIT証書の需給ひっ迫時における義務履行代替手段として、FIT証書の代替調達案をご提案し御議論いただいた。
- 前回の御意見を踏まえつつ、事務局側でより具体的な検討を進めたため、その内容を御報告させていただく。

項目	観点	方向性
1 発動のタイミング・条件（案）	いつ判断するか。需給バランスはどのようなデータを元にどのように算出するか。前回TFにて「需給バランスが1を下回った場合」までは決定。	最終オークション前の4月に実施有無を判断する。需給バランスは3月実施予定の事業者アンケートの調達必要量と証書供給余力を元に試算する。なお、非FIT最終オークションにおいて、必要調達量を第三回オークションにおける非FIT証書の約定価格等も踏まえた合理的な価格で入札することを条件とする。
2 需給バランスの前提が崩れる可能性やその影響・対策	FIT市場：供給過多、非FIT市場：需要過多という前提を元にした代替手段であるが、当該前提が崩れる可能性はあるか。また、代替調達が実施された場合におけるFIT市場への影響について。	FIT市場の需給バランスは21年11月の初回オークションから常に供給が需要を大きく上回っており、FIT証書供出量の急激な減少や需要の大幅な増加は現時点で見込まれていないが、今後もしばらくは同様の需給バランスが続くと想定される。また、直近の第3回オークションにおけるFIT証書の売れ残りは約800億kWhであるのに対して、仮に非FIT証書の需給ひっ迫が生じた場合における代替調達必要量は大きく見積もっても200億kWhである為、十分吸収できる量であり、FIT市場への影響は限定的だと考える。
3 代替調達実施に向けた手続きとスケジュール	代替調達を実施するための手続き、スケジュールについて。	中間取りまとめ、パブリックコメント、告示改正という手続きを実施予定。
4 価格	代替調達する場合のFIT価格の購入価格について。	非FIT証書の上限価格以上

(※) FIT市場は「再エネ価値取引市場」、非FIT市場は「高度化法義務達成市場」を指す。

10

<②代替調達を行う際の調達価格について>

第79回制度検討作業部会では、FIT証書による代替調達を行う場合には、その価格は、「非FIT証書の上限価格以上」と整理されている。

これは、今回のケースにおいても、既に第3回オークションにおいて、義務達成のために上限価格で非FIT非化石証書を調達している事業者がいることを考えると、公平性の観点から妥当な整理とされた。他方、代替調達が、義務対象者にとって、過度な負担になることも望ましくないという要請もあった。

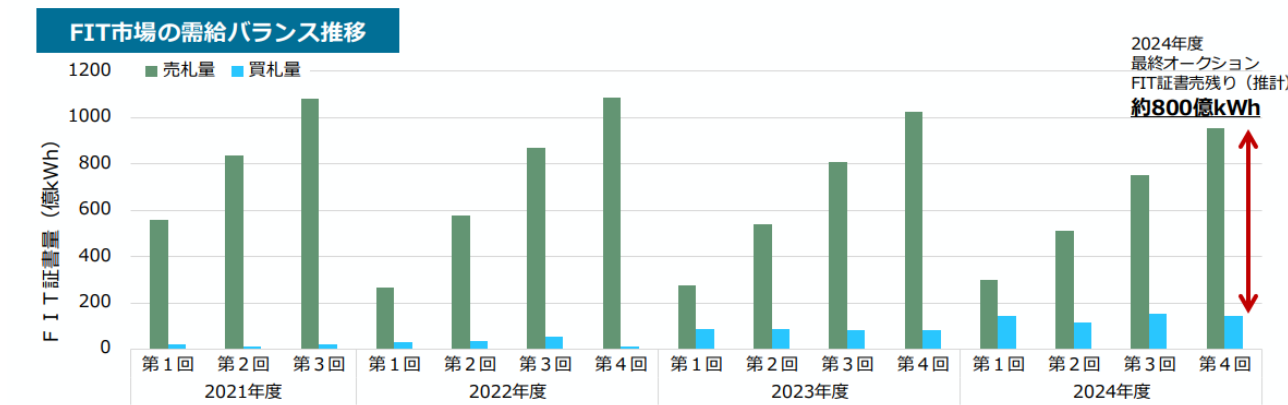
このため、代替調達の調達単価は非FIT市場の上限単価（1.3円/kWh）以上とした。

<③代替調達によるFIT市場への影響>

FIT市場の需給バランスは21年11月の初回オークションから常に供給が需要を大きく上回っており、FIT証書供出量の急激な減少や需要の大幅な増加は現時点で見込まれていないため、今後もしばらくは同様の需給バランスが続くと想定された。

また、2024年度の最終オークションにおけるFIT 証書の売残りは約 800 億 kWh と推計された。その一方で、一定の仮定の下で、非 FIT 証書の需給ひっ迫が生じた場合における代替調達 of 想定必要量を試算すると、最大で、約 100 億 kWh であった。そのため、FIT 市場への影響は限定的であると評価された。

参考図 2.1-15 FIT 市場の需給バランス推移



(2024年度需給バランス想定値の乖離の要因分析と2025年度に向けた対応)

○ (1) 要因分析

2024年度の間目標値は、需給バランスを1.10程度とすることを想定していた。しかしながら、アンケート調査等をベースとした最新の試算で、証書供出量の想定値と、アンケート調査等によって把握した想定値の間に、10%程度の乖離¹⁰が生じ、需給バランスが0.99となる見通しとなった。

参考図 2.1-16 証書供出量の想定値およびアンケート調査等によって把握した想定値

証書供給量 (推計)		単位: 億kWh	
証書供給想定量 (A)	Aより内部取引量 (推計) 反映後 (B)	FIT想定量 (C)	証書供出量 ^{※1} (D=B-C)
約3,078	約2,578	約1,233	約1,345
			約10% 減少
			証書供出量 (実績見込) ^{※2}
			約1,223

^{※1} 証書供出量は第87回制度検討作業部会 (2023年12月25日) 資料4と同様
^{※2} 前掲アンケート結果から推計された想定需給バランス (2024年度) の外部供出量

その要因としては、特に、FIT 発電量の想定と実績が 10%程度乖離したことが、大きく寄与したものと考えられた。

¹⁰ 第3回オークションの結果に関して、売り惜しみや価格つり上げといった行為がなかったかについて、電力・ガス取引監視等委員会による監視が行われている。

参考図 2.1-17 証書供出量の想定値の乖離分析¹¹

	外部供出可能量 ^{※1} (=①-②-③)	供給想定量①	内部取引量②	FIT想定量③
想定 (A)	1,345	3,078	500	1,233
推計実績 (B) ^{※2}	1,222	3,066	478	1,366
差分 (B-A)	-123	-12	-22	+133

単位：億kWh

○ (2) 2025 年度に向けた対応

過去の制度検討作業部会においては、市場機能を有効に活用する観点から、市場による約定価格が上限に張り付く又は下限に張り付くような状況が続くことは望ましくないとされ、需給バランスを徐々に1に近づけていく方向で対応が行われてきた。

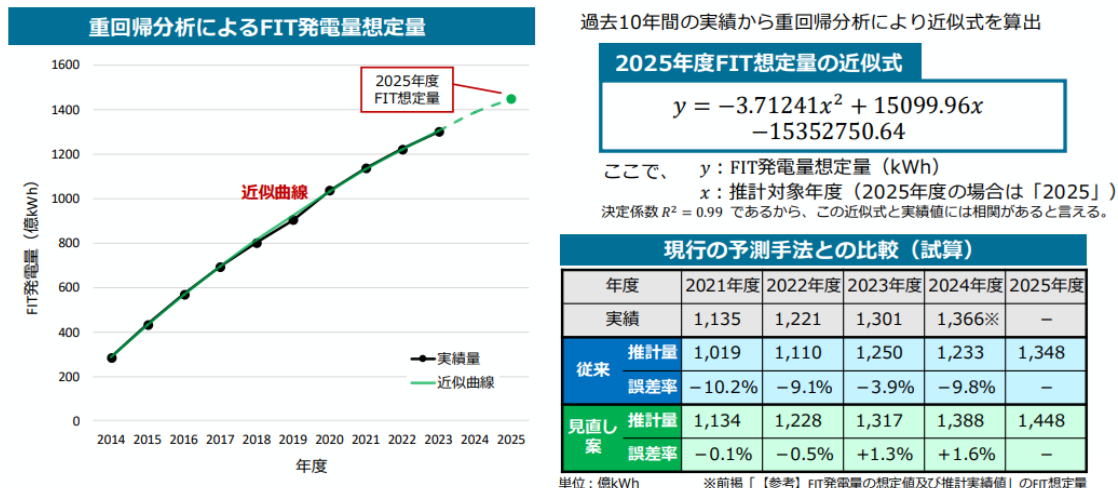
今般の事象は、(義務量設定時に想定する)需給バランスが1.10まで引き下がる中で、FIT発電量の予測値と実態の乖離が生じたことによるもの。需給バランスを引き下げていくと、結果としての需給バランスが1を下回る起こる可能性が高まるが、そのこと自体は、市場機能の有効活用という観点からはやむを得ない側面がある。

他方、結果としての需給バランスが1を下回る可能性が高いと判断される場合には、市場による約定価格が上限に張り付くことが想定され、そうした事態が恒常的に発生するようであれば、それは、市場機能の有効活用という観点からも望ましくない。2025年度の需給バランスについては、第98回制度検討作業部会での議論を経て1.05とされたところであり、この需給バランスは、上述のとおり、市場機能の有効活用の観点からは一定の合理性があると考えられるが、他方で、2024年度同様、FIT発電量の予測値が大きく外れるなど、需給両面で何らかの事態が生じた場合には、結果としての需給バランスが1を下回る可能性は更に高まる。

以上を踏まえ、市場機能の有効活用という観点から、需給バランスを1に近づけていくという方針は維持しつつ、FIT発電量の予測方法について、予測精度を高める観点から、(データがとれる)直近1年分のFIT発電量の伸び率を活用する 現在の方法から、重回帰分析を活用し、過去10年程度のFIT発電量推移のトレンドを反映できる予測方法へと見直すこととした。その上で、2025年度の高度化法中間目標値については、新たな予測方法を用い、再度計算を行うこととした。

¹¹ 一定の仮定の下で、公表データを活用し分析

参考図 2.1- 18 重回帰分析を用いた FIT 発電量の想定



(2024年度 中間目標達成状況の評価)

○ 2024年度中間評価の結果 (全体)

2024年度の中間評価の最終結果は参考図 2.1-の通りであり、全体の93% (51者) の事業者が達成、未達が7% (4者) であった。2023年度と同様、目標達成事業者と未達事業者の社名及び達成状況を公表することで、今後の確実な目標達成に向けた取り組みを促すこととした。未達事業者のうち、3者は目標値に対する達成率が90%台後半であったが、1者は達成率が60%台であり、他事業者と比較して低い水準となった。

参考図 2.1-19 2024年度中間評価の結果 (全体)¹²

2024年度中間評価の結果	
達成	51者 (93%)
目標値なし	17者
未達	4者 (7%)
合計	72者

¹² 中間目標値は、年度を通じた供給量が5億kWh以上となった小売電気事業者に対して通知しているため、5億kWhを超過した初年度には目標値が通知されていない。

参考図 2.1-20 2024 年度中間評価の結果（事業者別）

達成状況	社名				
達成	auエネルギー&ライフ株式会社	株式会社エネット	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	中国電力株式会社	
	株式会社CDエナジーダイレクト	株式会社エネワでんき	リコージャパン株式会社	株式会社東急パワーサプライ	
	ENEOS Power株式会社	エバーグリーン・マーケティング株式会社	株式会社リミックスポイント	東京ガス株式会社	
	株式会社FPS	エバーグリーン・リテイリング株式会社	関西電力株式会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	
	HTBエナジー株式会社	エフビットコミュニケーションズ株式会社	株式会社関電エネルギーソリューション	東邦ガス株式会社	
	株式会社Loop	株式会社オブテージ	丸紅新電力株式会社	東北電力株式会社	
	MCLリアルエナジー株式会社	オリックス株式会社	九州電力株式会社	日鉄エンジニアリング株式会社	
	NTTアノードエナジー株式会社	株式会社グリムスパワー	九電ネクスト株式会社	日本テクノ株式会社	
	株式会社PinT	西部瓦斯株式会社	四国電力株式会社	日本瓦斯株式会社	
	SBパワー株式会社	株式会社ストエネ	出光興産株式会社	北海道瓦斯株式会社	
	アーバンエナジー株式会社	ゼロワットパワー株式会社	株式会社新出光	北海道電力株式会社	
	株式会社エナリス・パワー・マーケティング	中部電力ミライズ株式会社	大阪瓦斯株式会社	北陸電力株式会社	
	エネサーブ株式会社	株式会社H/Eエネ	大和ハウス工業株式会社		
	合計 51 者				
	目標値なし	Q. ENESTでんき株式会社	しろくま電力株式会社	京葉瓦斯株式会社	電源開発株式会社
TGオクトバスエナジー株式会社		デジタルグリッド株式会社	九州電力送配電株式会社	鈴与商事株式会社	
株式会社U-POWER		バンブーパートナーディング合同会社	住友商事株式会社		
コスモエネルギーソリューションズ株式会社		沖縄電力株式会社	静岡ガス&パワー株式会社		
シナネン株式会社		沖縄電力株式会社（一般送配電事業者）	全農エネルギー株式会社		
合計 17 者					
未達成	社名	(参考) 達成率 (%)	未達理由		
	株式会社グローバルエンジニアリング	97%	基準となる電力量の算定誤り		
	サミットエナジー株式会社	99%	保有証書の管理ミスによる必要調達量の算定誤り		
	シン・エナジー株式会社	97%	基準となる電力量の算定誤り		
	楽天モバイル株式会社	63%	証書調達に必要な予算の不足		
合計 4 者					

○ 未達事業者への対応について

高度化法に基づく特定エネルギー供給事業者のエネルギー源の環境適合利用の取組状況については、特定エネルギー供給事業者が毎年度、経済産業大臣に提出をしているエネルギー環境適合利用達成計画の内容から、判断基準に照らして評価を行うこととされている。

事業者から提出された達成計画を見ると、前述のとおり、義務対象者のうち、51 者が、中間目標値を達成している一方、4 者が、中間目標値を達成することができなかった。このため、この4 者について、法に基づく対応が必要か判断を行う必要がある。

今回中間目標値が未達成だった事業者のうち、3 者は、未達成の状況を確認すると、達成率が 97% 以上であり、また、ヒアリングにより未達成の理由が事務的なミスであることが分かっており、未達成の状況が軽微であると判断できる。この点、判断基準では、未達成の状況が軽微であると認められる場合には、指導及び助言の対象とすることは想定されておらず、これらの事業者に対しては、今回の達成状況を踏まえ、法に基づく対応は行わないこととした。

他方で、未達成事業者のうち、その達成率が 63% であり、未達成の状況が軽微とは言い難い 1 者については高度化法に基づき、どのような対応を行うべきか判断を行う必要がある。

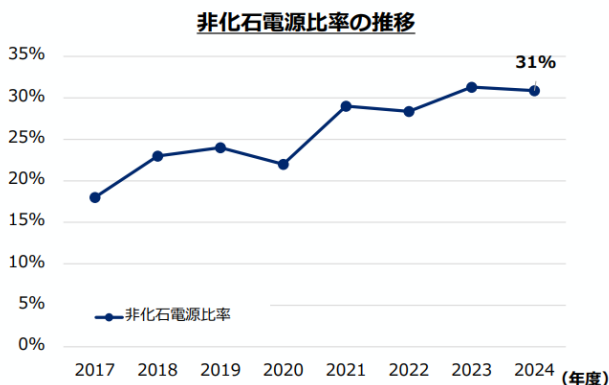
2023 年 12 月 25 日の制度検討作業部会では、法に基づく勧告について、「第二フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを基本的な取扱いとしてはどうか。」との議論が行われた。

今回、当該事業者の達成率が 60% 台の水準であることや、第 1 フェーズで指導及び助言を実施したにも関わらず、他事業者と比較して状況の改善が見られないこと、また、予算確保が難しかったことを理由に市場および相対取引において入札行動等を怠っていたこと等を総合的に勘案すると、その取組状況が「著しく不十分である」と認められることから、高度化法第八条第一項に基づく勧告の対象として、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することとした。

なお、当該事業者からは、今後は非化石証書の調達に必要な予算を確保し、年度途中で予算が不足した場合は確実に追加予算を確保するという説明があったことから、その取組状況を注視していくこととした。

参考図 2.1-21 高度化法対象事業者の非化石電源比率の推移¹³

対象事業者全体の非化石電源比率の推移



事業者毎の非化石電源比率の分布

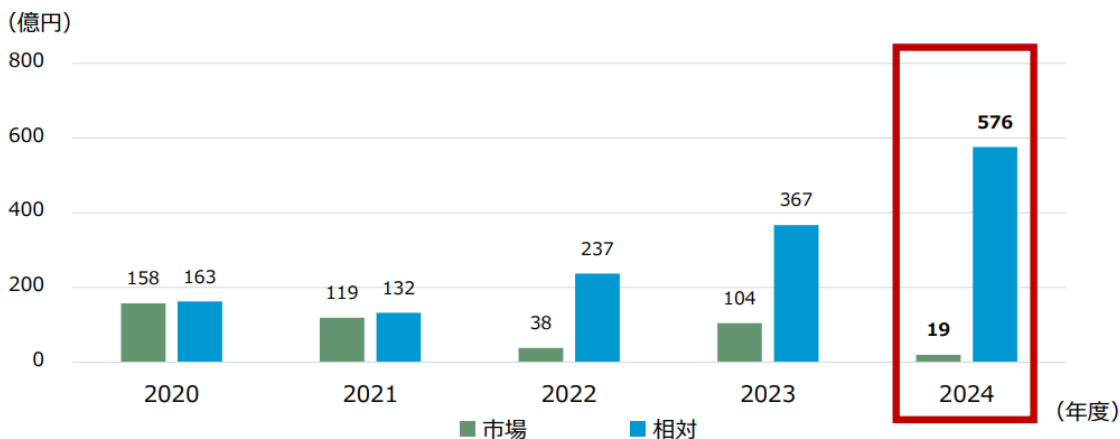
比率	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
40%~	0	2	2	0	5	5	11	12
35~40%	0	1	2	1	0	1	3	2
30~35%	1	1	0	3	5	7	15	12
25~30%	3	1	1	5	4	6	15	16
20~25%	3	3	3	10	9	18	19	17
15~20%	1	1	3	26	28	14	2	1
10~15%	8	14	25	21	23	18	6	4
5~10%	30	36	25	0	0	0	0	8
合計	46者	59者	61者	66者	74者	69者	71者	72者

(2024 年度 証書販売収入の使途報告)

○ 非 FIT 証書の収入の内訳と使途の内容 (2024 年度)

2024 年度の証書収入の使途の内訳では、拡充・改良については、主に水力発電所の大型改修工事および原子力発電所の安全対策工事などがあつた。修繕については、主に水力発電所の放水管浚渫（しゅんせつ）および定期点検などがあつた。

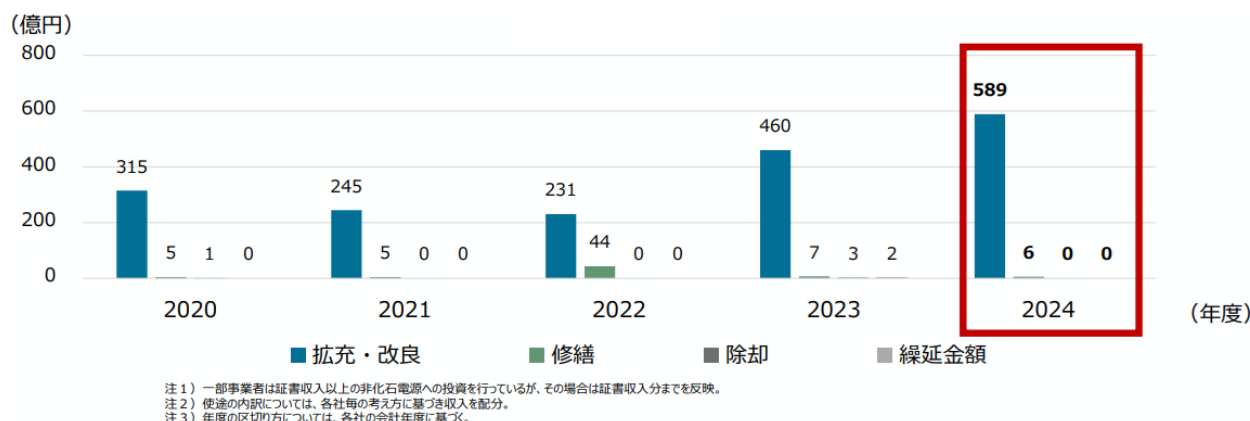
参考図 2.1-22 非 FIT 証書の収入の内訳



注) 年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

¹³ 過年度実績との比較であるため、2020 年度以降は FIT 証書（売れ残り配分量も含む）および非 FIT 証書のいずれも対象とした際の比率（44%目標との関係からみたもの）。対象事業者からの達成計画より作成。

参考図 2.1-23 用途の内訳



(2025年度 高度化法中間目標値)

○ 第2フェーズに関する基本的な考え方

高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対し、2030年度の販売電力量のうち44%以上を非化石電源とすることを求めている。一方、高度化法の下で各小売電気事業者に義務付けられた非化石証書の毎年度の調達目標は、事業者に対して徒に過大な負担を課すことのないよう、証書の需給状況に応じて定められている。

2023年度から始まる第2フェーズに関する基本的な考え方や事業者間の非化石電源比率の違いを考慮した特例措置である化石電源グランドファザリングのあり方¹⁴については、2022年の議論を経て、決定しているところである。

第2フェーズは、2030年、さらに2050年へのカーボンニュートラル社会の実現に向けた移行期と位置付け、一定の配慮措置は講じつつも、段階的に年度ごとの目標水準を高めながら、非化石電源側への維持・拡大を着実に促進していくことを基本的な考え方としている。

このような基本的な考え方も踏まえつつ、第2フェーズの最終年度にあたる2025年度中間目標設定の前提となる証書の需給バランスについて、議論を行った。

○ 2025年度の需給バランス

第1フェーズの需給バランスを決める際には、供給側の減少リスクを過度に需給バランスの設定の際に考慮することによる売れ残りリスクを勘案しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、最終的に需給バランスを1.2程度とした。

第2フェーズは、着実に非化石化を進めるという基本的な考え方に基づいて、第1フェーズと比べて一層早いペースで目標水準を高めてきたが、2025年度についても、引き続きそのペースを緩めることなく、2024年度比で更に目標水準を高めることとした。

具体的には、第2フェーズにおいては、万が一需給ひっ迫が生じた際のFIT証書の代替活用も認めていることもあり、供給側の減少リスクを加味しつつも、2025年度の需給バランスは1.05（外部調達比率17.0%）とした。

なお、毎年、直近の供給計画とりまとめにおいて計上されている非化石電源を基本として、需給

¹⁴ 2030年に向けて段階的に漸減していく方針としつつも、第二フェーズについては、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、3年間を通じて同一とし、第一フェーズから第二フェーズにかけてのGFの漸減率については、元来、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえ、GFを設定した2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとした。

バランスの検討を行っているが、今回の算定においては、直近の供給計画とりまとめには計上されていないものの、既に営業運転に向けた発電を開始しているなど、2025年度の需給バランスに影響を与える非化石電源¹⁵について考慮した。

参考図 2.1- 24 需給バランスの推移¹⁶

年度	需給バランス (外部供出可能量/外部調達必要量)	外部調達比率 (%)	非化石電源比率 (%)
2020	-	8.9	22
2021	1.18	5.0	29
2022	1.19	7.5	28
2023	1.15	12.0	31
2024	1.10	14.7	37 (推計)
2025	1.05	17.0	38 (推計)

○ 2025年度における需給バランスの分析結果

需給バランスの水準を変化させた場合に、外部調達必要量や外部調達比率がどのように変化するかについて、参考図 2.1-25 のとおり分析を行った。

外部供出可能量約 1,527 億 kWh に対し、需給バランスを 1.00~1.10 の幅で区切り外部調達比率を確認すると、2025年度における証書の調達比率は大凡 17.9%~16.3%程度となった。

参考図 2.1- 25 2025年度における需給バランスの分析結果

証書の需給バランス分析		単位: 億kWh	
需給バランス (b/a)	外部調達必要量・a	外部供出可能量・b	外部調達比率
1.00	1,527	1,527	17.9%
1.03	1,483	1,527	17.4%
1.05	1,450	1,527	17.0%
1.07	1,427	1,527	16.7%
1.10	1,388	1,527	16.3%

○ FIT 発電量の予測方法の見直しに伴う 2025年度高度化法中間目標値の見直し

その後、2024年度の中間目標値において証書供出量の想定値と実態の乖離が生じたことを受けて、第102回制度検討作業部会において議論を行い、証書供給量の予測精度を高める観点から、FIT 発電量の予測方法を見直すこととした。その上で、2025年度の中間目標値については、新たな予測

¹⁵ 女川原子力2号、島根原子力2号。これらが2025年度の非FIT証書の供給に与える影響は概算で120億kWh程度。仮にこれらを含めず、需給バランスを1.05とした場合、2025年度の外部調達率は15.7%となる。

¹⁶ 過年度実績との比較であるため、2020年度以降はFIT証書(売れ残り配分量も含む)および非FIT証書のいずれも対象とした際の比率(44%目標との関係からみたもの)。2023年度までは高度化法対象事業者からの達成計画を元に作成した実績値。2024年度・2025年度は、2024年度供給計画とりまとめにおける非化石電源による発電量を全国大の需要電力で除算した推計値。

なお、需給バランスに基づいて目標値を決定する方式は、2021年度の中間目標値から採用。また、2020年度はFITも含めた調達比率を設定。

方法を用い、需給バランスを維持（1.05）した上で、再度計算を行うこととした。その結果、2025年度の間目標値における外部調達比率は15.0%（変更前は、17.0%）となった。

参考図 2.1-26 FIT 想定量の算定値を見直した場合の需給バランスの分析結果

証書の需給バランス分析		単位：億kWh	
需給バランス (b/a)	外部調達必要量 (a)	外部供出可能量※ (b)	外部調達比率
1.00	1,343	1,343	15.7%
1.03	1,304	1,343	15.3%
1.05	1,279	1,343	15.0%
1.07	1,255	1,343	14.7%
1.10	1,221	1,343	14.3%

※想定値は今回提案手法（見直し案）および2024年度供給計画とりまとめから推計

（2025年度 第1回非化石証書の需給状況等に関するアンケート）

○ アンケートの概要

2025年10月下旬に、24年度の間目標対象事業者63者（買手）及び2024年度に一定量以上の非化石証書を発行した事業者（発電事業者等）28者（売手）に対し、非化石証書の調達および販売に関するアンケートを実施。中間目標対象事業者57者¹⁷、売り手12者より回答を頂いた。

あくまで、2025年度第2回オークションが行われる前のタイミングでのアンケート調査結果であるが、2025年度の需給バランスの見通しを把握するための参考として、その結果を御報告した。

参考図 2.1-27 アンケートの概要

買い手側へのアンケート内容

1. 2025年度の年間販売電力量（見込み）
2. 2025年度の間目標達成に必要な非FIT非化石証書の調達量
3. 2025年度における非FIT非化石証書の市場調達量（実績および見込み）
4. 2025年度における非FIT非化石証書の相対調達量（実績および見込み）

売り手側へのアンケート内容

1. 2025年度の非FIT証書供出量（1-12月発電分が対象）（実績（発電量未確定分は想定量））
2. 2025年度における非FIT非化石証書の市場約定量（実績および見込み）
3. 2025年度における非FIT非化石証書の相対販売量（実績および見込み）
4. 2025年度第4回オークションへの供出予定量が0の場合、その理由

注) いずれの値もグループ内取引、内部取引量を除いた値。

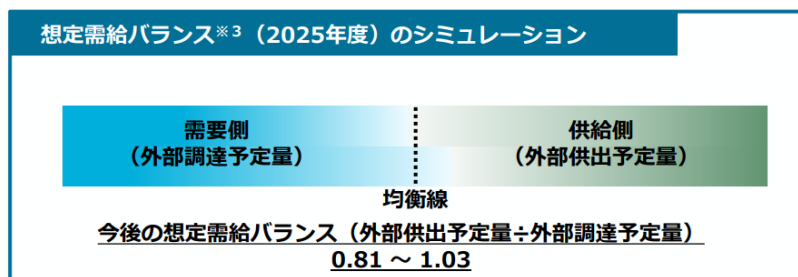
また、口座上での受渡し前であっても、受渡し契約等で確定している量は、「調達/販売済み」に含む。

○ 想定需給バランスのシミュレーション

アンケートの結果も踏まえ、2025年度の想定需給バランスのシミュレーションを実施。その結果、需給バランスは、参考図 2.1-28 の通り、当初想定（1.05）を下回る可能性が示された。

¹⁷ 中間目標対象事業者で未回答だった6者のうち、2社はグループ会社として報告、3者は今年度の販売電力量が高度化法義務の基準を下回る見通し。

参考図 2.1-28 想定需給バランスのシミュレーション



- ※1 未回答事業者および高度化法対象外の事業者は除く
- ※2 未確定分の非FIT非化石証書の発行量（8月発電分以降）は各社の想定値
- ※3 今後の想定需給バランスは、未確定分（8月発電分以降）の想定値の考え方について各社で様々であることが想定される。アンケート結果のみならず、事務局において現時点で活用可能なデータを元に推計した値も含めて、一定の幅を持たせてお示ししている。推計値は、需要側はアンケート結果に基づく事業者の調達予定量とJEPXの取引実績から、供給側は非FIT証書の認定実績から今後の認定見込量を試算し、内部取引量など必要な控除を行ったうえで算出した。

○ アンケート結果を踏まえた分析

参考図 2.1-28 の想定需給バランス 0.81~1.03 という数値は、一定の仮定の下で行った推計や、任意のアンケート結果に基づくデータを使用している点についての留意が必要であるが、これまで需給バランスの水準を引き下げてきた結果として、その時点での傾向として、年度を通じた想定需給バランスがタイトになる状況があると考えられた。

加えて、アンケート調査の結果から分析した結果、中間目標値の設定において前提とした外部供出可能量と実態に、以下の三点（参考図 2.1-29）を要因として、差分が生じている可能性が示された。

参考図 2.1-29 差分が生じた要因の分析

1. 証書供給想定量の減少

渇水による水力発電設備の発電量減少等、**再エネ発電量の低下により、証書供給想定量が減少**した可能性。

2. 旧一電以外の自社内・グループ内取引の影響

旧一電以外の小売電気事業者の発行する証書の大半が自社の高度化法義務達成に使用されており、**内部取引量が想定より増加**している可能性（現状、目標設定において考慮していない）。

3. 非FIT証書への自発的な需要の増加

①需要家による直接取引、②高度化法義務対象外の小売電気事業者による調達といった、義務履行が目的ではない、非FIT証書に対する自発的な需要が増加している可能性（現状、目標設定において考慮していない）。

- なお、直近のFIT証書の市場取引の結果を踏まえると、前回の制度検討作業部会において算定方法の見直しを行った**FIT 想定量については、現時点において、ほぼ正確に見積もれている**ことを確認している。

○ 今後の対応について

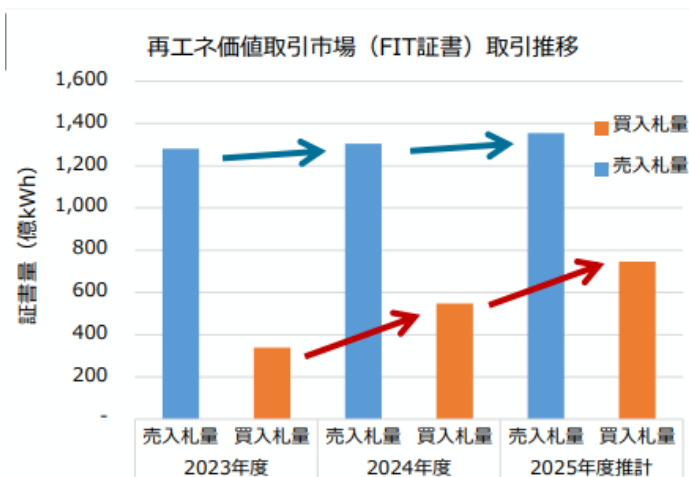
アンケート結果から、2025 年度については、昨年度に引き続き非 FIT 証書の需給ひっ迫が懸念されることから、最終オークション前に再度アンケートを実施し、義務履行代替手段の発動有無を最終判断することとした。

加えて、第3フェーズ以降の制度設計に際しては、参考図 2.1-29 の分析も踏まえ、中間目標値の設定方法の更なる精緻化を行うこととした。

また、現状の FIT 証書調達による義務履行代替手段は、FIT 証書の供給が需要を大きく上回っていることを前提としているが、直近の約定結果から売入札量に対して買入札量の増加が著しいことや、今後義務履行に必要な調達量の増加に伴い、仮にひっ迫した場合における代替調達の必要量の

増加も見込まれる。そのため、FIT 証書の取引市場が、再エネ価値への需要家アクセスの向上を目的として創設されたことも踏まえ、今後、より確実性の高い代替手段の検討を行っていくこととした。

参考図 2.1- 30 FIT 証書の取引推移



(2) 高度化法第3フェーズの制度設計
(第3フェーズ以降に向けた議論 (総論))

○ (1) はじめに

高度化法は、我が国のエネルギー供給の太宗を化石燃料が占めていることに鑑み、エネルギー安定供給、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るために、2009年に制定され、それ以来、エネルギー政策を巡る様々な情勢変化を背景に、累次にわたる運用の見直しが行われてきた。

現行制度の大枠は、2018年度及び2019年度の制度検討作業部会における議論によって定められた。具体的には、①第4次エネルギー基本計画の改定を踏まえ、2016年に定められた「2030年における非化石電源比率を原則44%以上」とするという非化石電源比率の目標を引き継ぎつつ、目標達成の確度を高めるため、2020年度以降、事業者ごとに到達すべき非化石電源比率（以下、中間目標値）を毎年度通知し、中間目標値の達成状況及び取組状況についての評価を行うこととされた。

中間目標値の設定に当たっては、事業者間で非化石電源へのアクセス環境は大きく異なっているという実態等を勘案し、非化石電源の調達に一定の配慮「化石電源グランドファザリング（以下、GF）」を導入することとし、（高度化法目標の達成年度である）2030年度までの期間を、第1フェーズ（2020～22年度）、第2フェーズ（2023～2025年度）、第3フェーズ（2026年度～）に分割し、各フェーズの移行時に、中間目標値の達成状況などを確認した上で、GF設定の要否など、必要な制度見直しを行うこととされた。

2025年度は、第2フェーズの最終年度であり、2026年度から第3フェーズが始まることとなる。そのため、これまでの方針を踏まえ、第2フェーズの高度化法の中間目標値の達成状況等を確認しつつ、今後の運用について、必要な見直しを検討することとした。

また、本議論を行うに当たっては、直近のエネルギー政策を巡る動向を踏まえる必要がある。特に、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものとして、本年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」は、高度化法の運用を議論する際にも重要である。

同計画では、我が国の経済成長、更には、エネルギーセキュリティの観点から 2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、脱炭素電源への投資を推進することの重要性が示されている。そうした文脈の中で、同計画では、非化石証書について、「脱炭素電源投資を推進する観点から、非化石証書の更なる活用を推進する」旨が記載されている。

なお、関連する審議会（大量導入小委）では、再エネの主力電源化に向けた、FIT 制度から自立した形（FIP 制度・非 FIT/非 FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資の促進という視点から、非化石価値取引市場や非化石証書制度の検討課題について、既に様々な御意見をいただいております（参考図 2.1-31 から参考図 2.1-33）、そうした議論の内容は、今回の検討においても参照することとした。

更に、今後予定されている GHG Protocol Scope 2 Guidance の改定等、国内外の非化石証書や環境価値を巡る議論についても、引き続き注意を払っていくこととした。

参考図 2.1-31 再エネ大量導入小委における議論（1/3）

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理（案）

総論

<再エネの主力電源化に向けて>

- **再エネの主力電源化**に向けては、地域との共生や国民負担の抑制を図りつつ、
 - **再エネの導入拡大、特に非FIT/非FIPでの導入**
 - **再エネの電力市場への統合に向けたFIT制度の活用促進（既認定FITのFIP移行を含む）**
 - リバフリング等を通じた**再エネの長期安定電源化**等を進めていく必要がある。
- そのためには、発電事業者による**FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資**を更に進める必要があるところ、こうした投資を促進するうえでは、**再エネ価値の本質や関連領域との関係性**等も十分に踏まえた形で**再エネ価値への需要を喚起していくことが重要**である。加えて、**再エネ価値が適切に評価され、取引される環境を整備すること**にも取り組む必要がある。
- 特に、発電事業者が大規模な新規投資・再投資を行うに際しては、需要家等の**オフテイクーとの中長期の相対契約（PPA）の重要性**がより一層増していくと考えられる。

<非化石価値取引市場に関する課題整理の進め方>

- こうした中、非化石電気的环境価値を取り扱う**非化石価値取引市場（非化石証書制度）**については、**再エネ電気的环境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での新規投資・再投資の促進につながる**ことが期待される。
- しかし、現状の市場・制度については、**これまでの入札で約定価格が下限価格（FIT証書：0.4円/kWh、非FIT証書：0.6円/kWh）に張り付くことが多い**など、こうした役割を果たすうえで**様々な課題が指摘**されている。
- そこで、本小委員会において、①2026年～2030年を見据えた**短期的な時間軸**、②2030年後を見据えた**中長期的な時間軸**の両面から、**再エネ主力電源化を更に進めていくうえでの非化石価値取引市場（非化石証書制度）の課題について整理**することとした。こうした課題も踏まえ、**市場・制度のあり方について、関係審議会（制度検討作業部会等）で御議論いただくこと**としてはどうか。

15

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理 (案)

①短期的な検討課題

<再エネ価値取引市場 (FIT証書)>

- 足下の取引状況を見ると、約定量は着実に増加しているものの、これまで全ての入札で**売入札量が約定量を大幅に上回り、約定加重平均価格は下限価格近辺に張り付いている**状況にある。
- こうした取引状況に対しては、**需要家が自ら参加可能なFIT証書市場の市場価格は環境価値の価格指標として事実上機能している**といった指摘や、足下は下限価格で安価に調達可能であるうえ、需給が今後逼迫しても上限価格が設定されており、結果として、**需要家が中長期のPPAを締結するインセンティブが阻害されている**といった指摘がなされている。
- そこで、**下限価格 (0.4円/kWh)**については、こうしたPPAマーケットへの負の影響や、**FIT証書が再エネ賦課金に支えられたもので、証書収入はその低減に充てられている点**に鑑み、FIT証書市場を通じた**需要家の環境価値へのアクセス性**にも配慮しながら、**価格水準の引上げについて早急に検討**されるべきではないか。
- また、**上限価格 (4.0円/kWh)**については、**上記の事情に加え、設定当時と異なりFIT証書市場が自主的な調達に基づく市場となっている点**も鑑み、**その是非を含め早急に再検討**されるべきではないか。

<高度化法義務達成市場 (非FIT証書・再エネ指定)>

- 足下の取引状況を見ると、約定価格が上限価格となっている回もあるが、これまで多くの入札で**売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限価格 (0.6円/kWh) に張り付いている**状況にある。
- こうした取引状況に対しては、**政府が決定する需給バランスによって市場で売れ残りが生じる蓋然性が左右されている**といった指摘や、FIP交付金から平均市場価格が控除されている中で、PPAを締結しない (又は締結できない) FIP電源は、**市場で売れ残りが生じると控除分の収入確保が困難となる**といった指摘がなされている。
- そこで、**高度化法義務の達成手段**というその基本的な性格を踏まえつつ、**市場での証書の売れ残りを可能な限り減らすための方策 (需給バランスの更なる引下げ等) について早急に検討**されるべきではないか。

16

再エネ主力電源化に向けた非化石価値取引市場の課題整理 (案)

②中長期的な検討課題

- **再エネの主力電源化**に向けては、**非化石価値取引市場 (非化石証書制度)** について、**再エネ電気的环境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での再エネ電源への新規投資・再投資の促進につながる**ことが期待される。
- 現行の市場・制度がこうした期待に応えるためには、2030年後を見据えた**中長期的な時間軸**において、**以下のような検討課題が挙げられる**のではないかと。また、こうした検討課題については、**投資に必要な予見可能性の確保に係る論点も含め、早期に検討が開始**されるべきではないかと。

投資促進

- ✓ 投資促進効果に応じて証書の価値を差別化するなど、**再エネの環境価値へのニーズがFIT制度から自立した新規投資・再投資に繋がっていく市場・制度のあり方が検討**されるべきではないか。
- ✓ FIT証書については、**FIT制度に基づき国民負担により買い取られた環境価値の再販であるという性格も踏まえ、その取扱いが検討**されるべきではないか。

価値の顕在化

- ✓ **需要家の環境価値へのニーズの実態やその目的意識等を踏まえた制度設計が必要**ではないか。
- ✓ **需要家の環境価値へのニーズを高めるための取組を進める必要がある**のではないかと。
- ✓ **需要家が参加できない非FIT証書 (再エネ指定) の市場取引についても、需要家の環境価値へのニーズがその市況に反映されるよう、制度設計が検討**されるべきではないか。

他制度等の動向

- ✓ **国内外の事業環境等の変化の動向 (GX-ETS、RE100、時間的価値・場所的価値等) も踏まえて議論が行われることが望ましい**のではないかと。

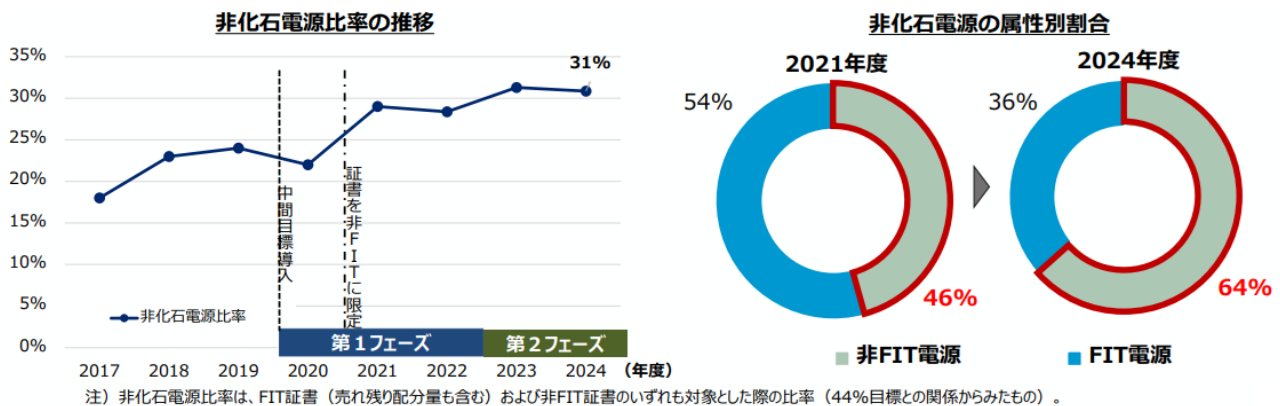
17

○ (2) 第2フェーズの評価

<①非化石電源比率の推移>

非化石電源比率の推移は、参考図 2.1-34 のとおり、非化石価値取引市場が開始した 2017 年度以降、我が国の非化石電源比率は着実に向上しており、特に、中間目標値を導入した 2020 年度から 2024 年度にかけては、10%弱増加している。また、2021 年度と 2024 年度の非化石電源の属性別の割合を見ると、非 FIT 電源が占める割合が増加している。

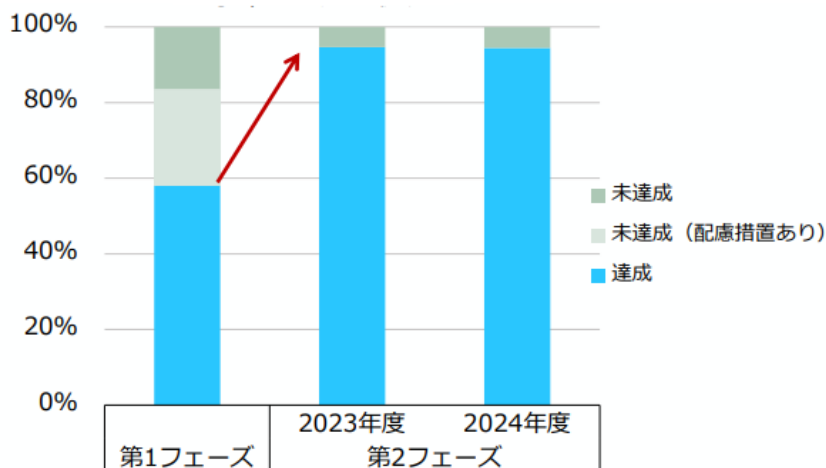
参考図 2.1-34 非化石電源比率の推移および属性別割合



<②事業者による義務達成状況>

事業者による義務の達成状況は、第1フェーズ（2020年度～2022年度）では、第1フェーズの3か年の平均達成率を用いて評価を実施する仕組みとされていたが、2022年度における非FIT証書の需給ひっ迫等により、目標を達成した事業者は全体の約6割に留まった。他方、第2フェーズでは、単年度ごとに、事業者へ通知される中間目標値の達成状況の評価する仕組みを導入した結果、2023年度、2024年度において、目標値を達成した事業者は全体の約9割5分となった。（参考図 2.1-35）

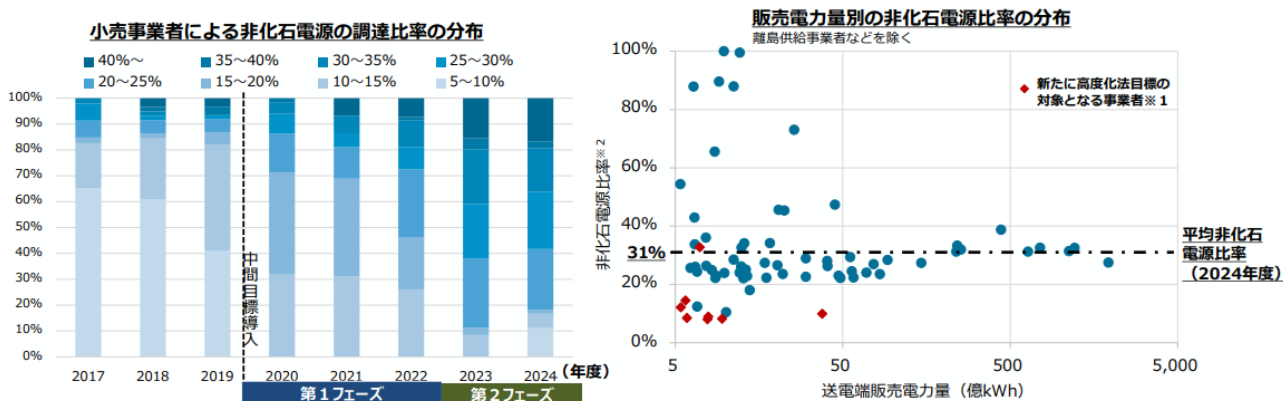
参考図 2.1-35 事業者の達成状況¹⁸



<③事業者による非化石電源調達状況>

事業者による非化石電源調達状況は、制度開始当初、非化石電源の調達は一部の事業者に偏って行われていたが、本制度の運用が進む中で、より多くの小売電気事業者が非化石電源を調達するようになった。一方、事業者別の非化石電源比率を詳細に分析すると、新たに高度化法目標の対象となった事業者¹⁹（電気の販売量が増えたことにより義務対象となった小売電気事業者）など、非化石電源比率²⁰が平均値（31%）を下回っている事業者もまだ多い。（参考図 2.1-36）

参考図 2.1-36 小売事業者による非化石電源の調達比率の分布



<④非 FIT 証書と FIT 証書の取引推移>

非 FIT 証書と FIT 証書の取引推移について、非 FIT 証書は中間目標値の引き上げに伴って取引量は増加傾向で、その大半は相対取引となっている。FIT 証書の買入札量は、2021 年度からの 4 年間

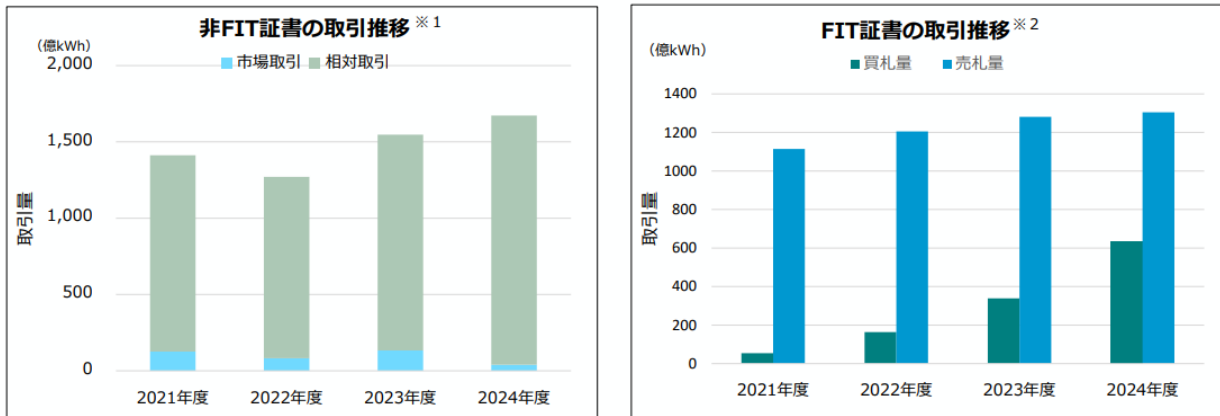
¹⁸ 第 1 フェーズの中間評価は 2020 年度～2022 年度の複数年度評価、第 2 フェーズの中間評価は各年度ごとの評価としている。

¹⁹ 新たに高度化法対象となる事業者とは、2024 年度に初めて販売電力量が 5 億 kWh を超えて、2026 年度に中間目標値を通知予定の事業者

²⁰ 非化石電源比率は、FIT 証書（売れ残り配分量も含む）および非 FIT 証書のいずれも対象とした際の比率（44%目標との関係からみたもの）。

で大幅に増加したが、売入札量の増加は緩やかとなっている。(参考図 2.1-37)

参考図 2.1-37 非FIT 証書およびFIT 証書の取引推移

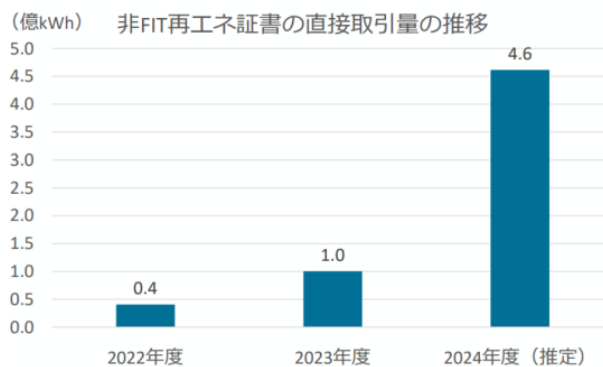


※1 非FIT証書の取引推移は、非FIT非化石証書の発行量および各年度のオークションの約定量を基に集計（相対取引には発電事業者と需要家の直接取引量、内部取引量が含まれている。）
 ※2 FIT証書の取引推移は、再エネ価値取引市場の各年度オークションの約定量を集計（2024年度は非FIT証書の不足から代替調達を認めたため、約56億kWhの代替調達量が含まれている。）

<⑤需要家による非FIT再エネ証書の直接取引の状況>

需要家による非FIT再エネ証書の直接取引の状況は、非FIT再エネ証書の取引を開始した2022年度以降、取引量は着実に増加している。直接取引を利用している需要家は多岐に渡るが、特にデータセンター、不動産、自治体による利用が多い。(参考図 2.1-38)

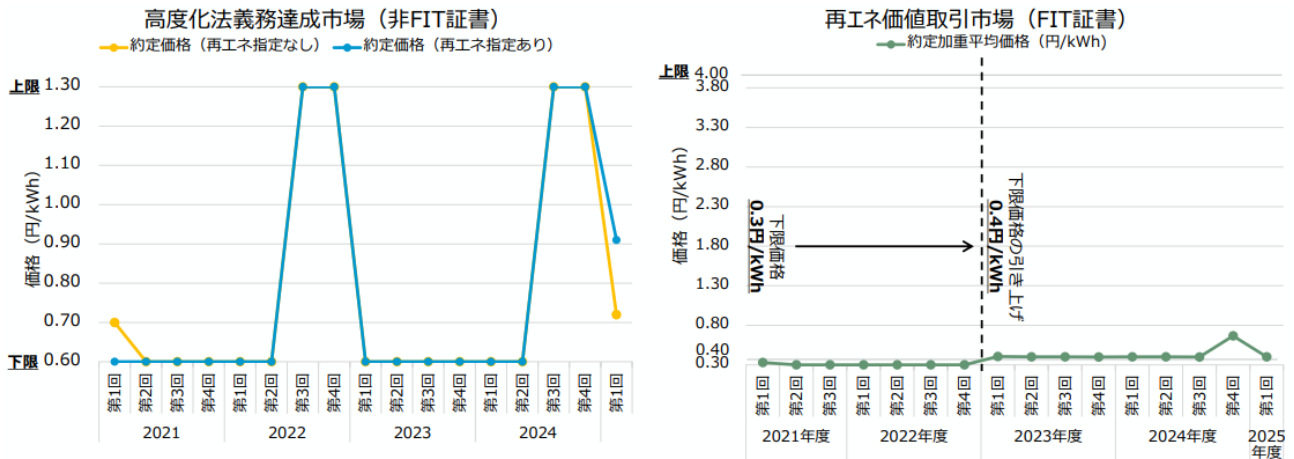
参考図 2.1-38 非FIT再エネ証書の直接取引量の推移



<⑥市場価格の推移>

市場価格の推移について、非FIT証書の約定価格は、証書の需給がタイトだと思われる場合には上限価格に張り付き、需給が緩いと思われる場合には下限価格に張り付く傾向があると考えられる。他方で、2025年度の第1回オークションでは、上下限価格以外での価格形成が行われており、市場の状況を引き続き注視していく必要がある。FIT証書の約定加重平均価格は、非FIT証書の需給ひっ迫を背景として「代替調達」が発動した2024年度第4回オークションを除き、下限価格近辺に張り付いている。(参考図 2.1-39)

参考図 2.1-39 高度化法義務達成市場および再エネ価値取引市場の約定価格等の推移



○ (参考) 高度化法対象事業者の主な意見

高度化法目標の達成計画の内訳資料において「2030年度目標を実現する上での課題等」に関する意見を記載することが可能となっており、直近提出された2024年度の達成計画の内訳資料における事業者意見をまとめると、参考図2.1-40のとおり。

参考図 2.1-40 事業者の意見

【制度の公平性・対象範囲の見直し】 (意見数：10件以上)

高度化法の義務対象と対象外の事業者間における競争条件の不公平性

【非化石証書の調達環境と価格転嫁】 (意見数：8件程度)

非FIT証書の調達(市場および相対)が困難、非FIT証書の市場における約定価格が高騰、非FIT証書の需給バランスが不透明、需要家の環境価値への理解などにより電力メニューへの価格転嫁が困難、FITと非FITの市場価格差により価格転嫁が困難

【制度設計・運用の見直しと予見性の確保】 (意見数：7件程度)

中間目標値の設定方法や通知時期の見直し、中間目標値の算定根拠の開示、制度変更時の周知期間の確保

【非化石証書制度の改善】 (意見数：5件程度)

トラッキング内容の拡充、オークション開催回数の見直し、証書の転売制限の緩和、証書有効期限の見直し

【他制度との整合性・二重規制の懸念】 (意見数：4件程度)

排出量取引制度との関係整理の必要性

【高度化法の目標設定の妥当性】 (意見数：3件程度)

高度化法の非化石電源比率目標を非化石電源の導入実態に即した目標に見直し

○ 第2フェーズの評価のまとめ

これまでの第2フェーズの評価をまとめると、参考図2.1-41 および参考図2.1-42のとおり。

参考図 2.1-41 第2フェーズの評価まとめ (1/2)

1) 中間目標の達成状況について

- 中間目標を達成した事業者の割合は、第1フェーズ(約6割)から大幅に向上(約9割5分)。また、非化石電源比率も、中間目標を導入した2020年度以降、着実に向上している。
- また、中間目標の導入当初に比べると、事業者間の非化石電源比率の差は縮まりつつあり、より多くの小売電気事業者が非化石証書を調達するようになっている。一方で、新たに高度化法目標の対象となる事業者を中心として、非化石電源比率が平均値を下回っている事業者もまだ多い状況であることには留意が必要である。
- こうした状況を踏まえると、小売電気事業者に、一定の非化石証書の調達を義務付けることで、非化石電源比率を増加させるという所期の目的は、着実に達成されつつあると評価することができるのではないか。

2) 非化石価値の取引状況について

- 非FIT証書の取引量は、高度化法の中間目標値の引き上げに伴って増加傾向にある。
- FIT証書の取引量も大きく増加しており、まだ余裕はあるものの、徐々に需給が引き締めつつある。また、需要家による非FIT証書の直接取引量も増加傾向にある。こうしたボランタリーな需要の増加の背景には、GXに向けた機運の高まりなどによる、需要家側の行動変容があると推察される。
- こうした傾向が続き、非化石証書に対する需要が増え続けると、非化石証書の需要が供給を上回るという状況が生じる可能性もあるのではないか。今後の制度の在り方を考える際には、こうした非化石証書に対する需要家側のニーズの高まりも踏まえた議論を行う必要があるのではないか。また、取引量の増加にともなって、今後、ますます非化石証書の利用目的が多様化することが想定されるため、証書の利便性や信頼性を高める取り組みも重要となるのではないか。

参考図 2.1-42 第2フェーズの評価まとめ (2/2)

3) 取引価格の推移について

- 高度化法義務達成市場は、約定価格が上限価格(1.3円/kWh)となっている回もあるが、これまで多くの入札で、下限価格(0.6円/kWh)に張り付いている状況。再エネ価値取引市場についても、約定量は着実に増加しているものの、これまで全ての入札で売入札量が約定量を大幅に上回り、約定加重平均価格は下限価格(0.4円/kWh)近辺で推移。
- このような市場の取引状況が非化石証書の相対取引に影響を与えているとの指摘^{※1}や、市場取引を通じ、再エネ価値が顕在化することで、結果として再エネの新規投資や再投資につながるとの期待があるといった指摘^{※2}も踏まえた上で、上下限価格の在り方を含めた非化石価値を適正に評価するための市場の在り方についても改めて議論を行う必要があるのではないか。一方で、その際には、高度化法義務達成市場と、再エネ価値取引市場が設置された趣旨や、上下限価格を含む市場ルールが見直されてきた経緯も踏まえて検討を行う必要があるのではないか。

※1 例えば、第76回大量導入小委では、非化石価値取引市場の短期的な検討課題の中で、再エネ価値取引市場の取引状況について、需要家が自ら参加可能なFIT証書市場の市場価格は環境価値の価格指標として事実上機能しているといった指摘や、足下は下限価格で安価に調達可能であるうえ、需給が今後逼迫しても上限価格が設定されているため、需要家が中長期のPPAを締結するインセンティブが阻害されているといった指摘がなされている。

※2 例えば、第76回大量導入小委では、非化石価値取引市場(非化石証書制度)について、再エネ電気の環境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、FIT制度から自立した形での新規投資・再投資の促進につながることを期待されることといった指摘がなされている。

○ (3) 今後取り扱う主な論点

第2フェーズの評価、そして、エネルギー政策を巡る様々な情勢の変化を踏まえ、第3フェーズに向け、参考図 2.1-43 の論点について議論を行うこととした。なお、参考図 2.1-43「①2031年度以降の目標のあり方」は、過去の議論経緯を踏まえ、次世代電力・ガス基盤構築小委員会においても議論を行うこととした。

参考図 2.1-43 第3フェーズに向けた議論で取り扱う主な論点

①2031年度以降の目標のあり方

- ・高度化法における目標年度（2030年度）が迫っている中で、2031年度以降の目標のあり方についてどのように考えるか。

②GFの取扱い

- ・GFについて、小売電気事業者の競争環境や事業環境にも配慮しつつも、小売電気事業者の非化石電源の利用の遅れを是正し、非化石電源の維持・拡大を促す観点から、漸減させていくこととされているが、足下の状況を踏まえ、どのように取り扱うか。

③中間目標値の設定方法

- ・中間目標値の設定方法について、現在の方法を維持するか。

④非化石価値を適正に評価するための市場のあり方

- ・非化石価値取引市場では、市場メカニズムが働きづらい状況がある。上下限価格のあり方や、中長期的な視点も含め非化石価値を適正に評価し、非化石電源の維持・拡大を目指すためにどのような市場としていくか。

⑤非化石証書の利便性向上に向けて

- ・トラッキング情報の拡充、証書の有効期限、非FIT証書の転売の可否などについて、海外における議論も踏まえつつ、必要に応じて検討を行うこととしてはどうか。

（第3フェーズ以降に向けた議論（各論））

（2031年度以降の目標のあり方）

○ 高度化法に基づく非化石電源比率目標の見直し経緯

これまでの、長期エネルギー需給見通しの変化を踏まえた高度化法に基づく非化石電源比率目標の見直し経緯として、高度化法制定当初における目標は、2010年に閣議決定されたエネルギー基本計画（第2回改定）を踏まえて、2020年度の非化石電源比率について、当時の電気事業法における一般電気事業者は50%以上、特定規模電気事業者は2%以上と定めた。

その後、2015年7月に第4次エネルギー基本計画を踏まえた長期エネルギー需給見通しが策定されたことを受けて、2015年11月の電力・ガス基本政策小委員会で議論を行い、同需給見通しにおける2030年度の電源構成（再エネ：22%～24%、原子力：22%～20%、LNG：27%、石炭26%、石油3%）を踏まえ、目標を「2030年度における非化石電源比率を原則44%以上」とする見直しを行った。

さらに、2021年に閣議決定された第6次エネルギー基本計画と併せて新たな2030年度のエネルギー需給の見通し（再エネ：36～38%、原子力：20～22%、LNG：約20%程度、石炭：約19%程度、石油等：約2%程度）が示され、2015年7月に示された2030年度の電源構成の見通し（再エネ：22%～24%、原子力：22%～20%、LNG：27%程度、石炭：26%程度、石油：3%程度）から変化した。それを受けて、2022年7月の電力・ガス基本政策小委において、目標改正（2030年度目標の引き上げ）の議論がなされたが、当時の非化石電源比率が20%台にとどまっていたことを踏まえて、非化石電源の導入のための施策を準備していくことで、当該電源の比率の向上が十分に見込め、安定供給に支障を来さないと判断できる適切なタイミングで見直しを検討するとして、改正は見送った。

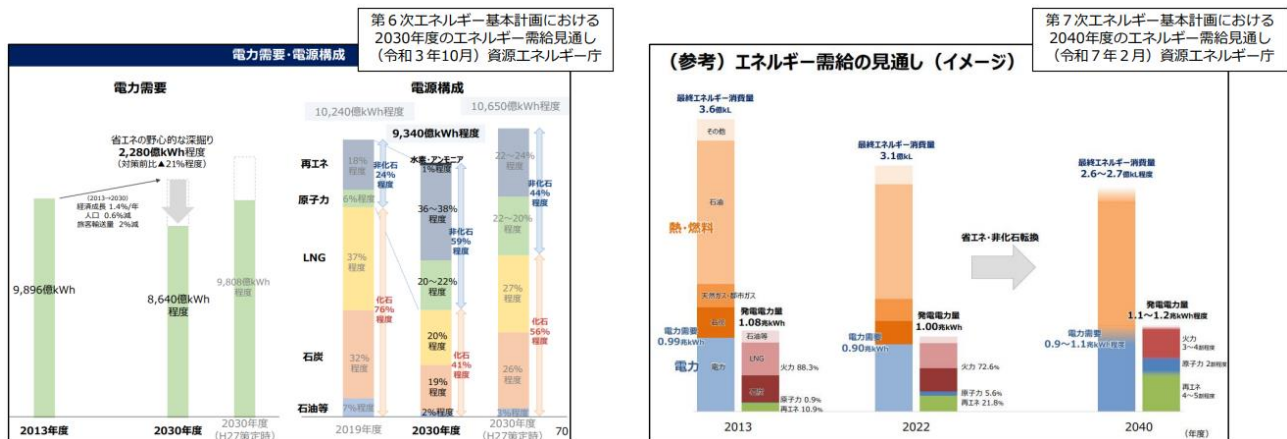
○ 2040年度のエネルギー需給見通しの策定を受けた対応の方向性

高度化法に基づく基本方針や判断基準（告示）は、エネルギー需給の長期見通し等を踏まえて定

めることとされている。

2025年2月に策定された2040年度のエネルギー需給見通しで、新たな電源構成（再エネ4～5割程度、原子力2割程度、火力3～4割程度）が示された。こうした中、2040年度のエネルギー需給見通しを受け、高度化法に基づく非化石電源比率目標を見直すこととした。ただし、その際には、前回、目標改正を見送った2022年7月の電力・ガス基本政策小委での議論を踏まえると、その前提として、安定供給に支障を来さず非化石電源比率の向上が十分に見込めること、また非化石電源の導入のための施策が準備されていることを確認することとした。

参考図 2.1-44 第6次および第7次エネルギー基本計画におけるエネルギー需給見通しの比較

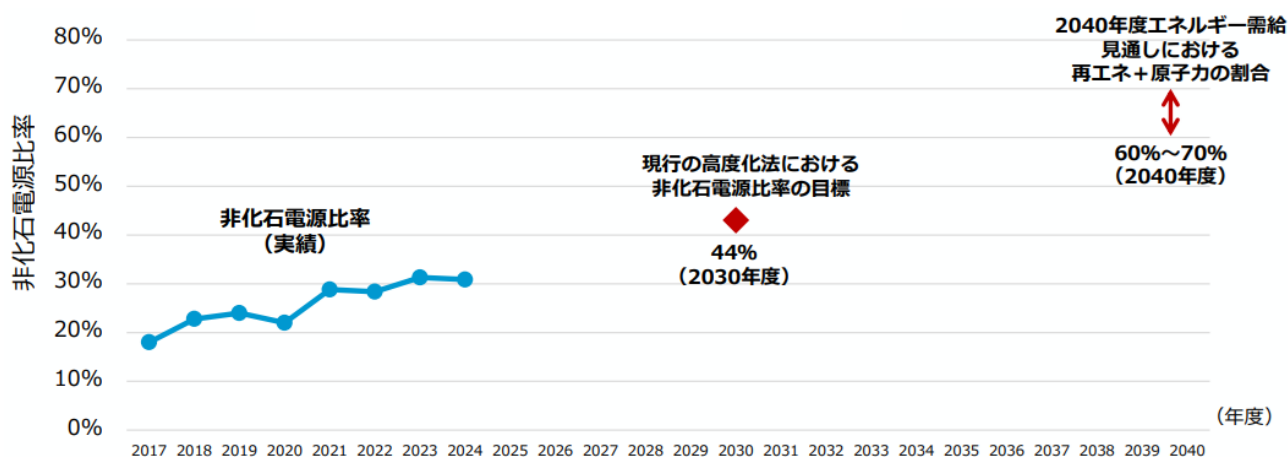


○ 非化石電源比率の推移と見通し

非化石電源比率は、非化石価値取引市場が開始した2017年度以降、着実に向上しており、直近は30%台で堅調に推移している（参考図 2.1-45）。また、脱炭素電源の拡大に資する様々な取組²¹も、充実してきている。このような状況を鑑みて、2040年度に向けて、今後も、非化石電源比率の向上は十分に見込めるものとされた。

²¹ 例えば、脱炭素電源への投資回収の予見性を高める「長期脱炭素電源オークション」や「中長期取引市場」（今後）。再エネの導入促進に寄与する「FIT/FIP制度」。次世代脱炭素技術の社会実装を図る「水素等のサプライチェーン構築のための価格差に着目した支援事業」や「先進的CCS支援事業」。非化石需要の創出に資する「改正省エネ法」など。

参考図 2.1-45 対象事業者全体の非化石電源比率²²の推移



○ 高度化法に基づく非化石電源比率目標の見直し方向性

このように、今後も非化石電源比率の向上は十分に見込めることから、2040年度のエネルギー需給見通しを踏まえ、現行の高度化法に基づく非化石電源比率目標（告示）を改正することとした。

目標の見直しにあたっては、2040年度のエネルギー需給見通しにおける電源構成（再エネ4～5割程度、原子力2割程度、火力3～4割程度）が、現時点で革新技術²³の動向を確度高く見極めることが困難であるということを経由として、その普及拡大の程度に応じた複数のシナリオを参照して策定された、幅を持った見直しとなっていることに留意する必要があるとされた。

このような2040年度のエネルギー需給見通しの性質を踏まえると、革新技術の普及拡大が幅広く進展することを前提として、高い目標を定めることは、事業者に過大な負担を課すことにもなりかねないことから、対象事業者の非化石電源比率の推移状況および革新技術の動向に係る将来の不確実性等を勘案し、「2040年度における非化石電源比率を60%以上」とすることとした。

なお、この目標は、高度化法の枠組のみならず、様々な施策を総動員することによって実現を目指すものと整理することが適切とされた。²⁴

また、高度化法目標を変更する場合は、上位組織である次世代電力・ガス基盤構築小委員会（旧「電力・ガス基本政策小委」）で議論することとなっているため、本作業部会での議論も踏まえて、同委員会にてご議論の上、最終決定することとした。

（第3フェーズにおける化石電源グランドファザリング）

○ これまでの化石電源グランドファザリング（GF）の考え方

化石電源グランドファザリング（GF）は事業者間で非化石電源へのアクセス環境が大きく異なっているという実態を踏まえ、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を

²² FIT 証書（売れ残り配分量も含む）および非 FIT 証書のいずれも対象とした際の比率（44%目標との関係からみたもの）。

²³ ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力、水素・アンモニア、CCUS など

²⁴ 現行の高度化法に基づく基本方針・電気事業者の判断基準においては、非化石電源比率目標の説明として、2030年度における非化石電源比率目標と、省エネ法に定める火力発電効率指標の目指すべき水準と併せて達成した場合の電気事業全体でのCO2排出係数（0.37kg-CO2/kWh）を記載しているが、革新技術の動向に係る将来の不確実性等を踏まえ、2040年度の火力発電の内訳の見直し等は現時点で定められていないため、今回の見直しに当たり、CO2排出係数についての記載は削除することを想定。

防ぐという観点から、非化石電源の調達に一定の配慮を行う目的で導入された。

2019年のGF導入に関する議論において、第1フェーズは、制度設計当時に活用可能であった2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、対象事業者全体の非化石電源比率の平均値（＝GF設定基準値）と各社の比率を比較し、平均値より下回る分をGF（パーセントポイント）として設定し、目標値から当該GF分だけ控除した。GFは諸外国を参考に段階的に漸減させ最終的に撤廃を目指すこととされ、第2フェーズ以降は、非化石電源の稼働状況等を踏まえ、電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、GFのあり方を適切に見直すこととした。

2022年の第2フェーズのGFのあり方に関する議論において、第2フェーズにおけるGFの見直しの方向性については、小売電気事業者の競争環境や事業環境にも配慮しつつも、小売電気事業者の非化石電源の利用の遅れを是正し、非化石電源の維持・拡大を促す観点から、当初想定どおり、GFを漸減させていく方向性とした。

GFの漸減率については、元来、GFが小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえて、GFを設定した2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとした。具体的には、平均非化石電源比率が2018年度の22.8%から2021年度に28.8%へ上昇していることを踏まえ、3年分の上昇率である6%を第2フェーズにおけるGFの設定基準値から引き下げた。漸減方法は毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、3年間（第2フェーズの期間）を通じて同一とした。

○ 第3フェーズにおける化石電源グランドファザリング（GF）

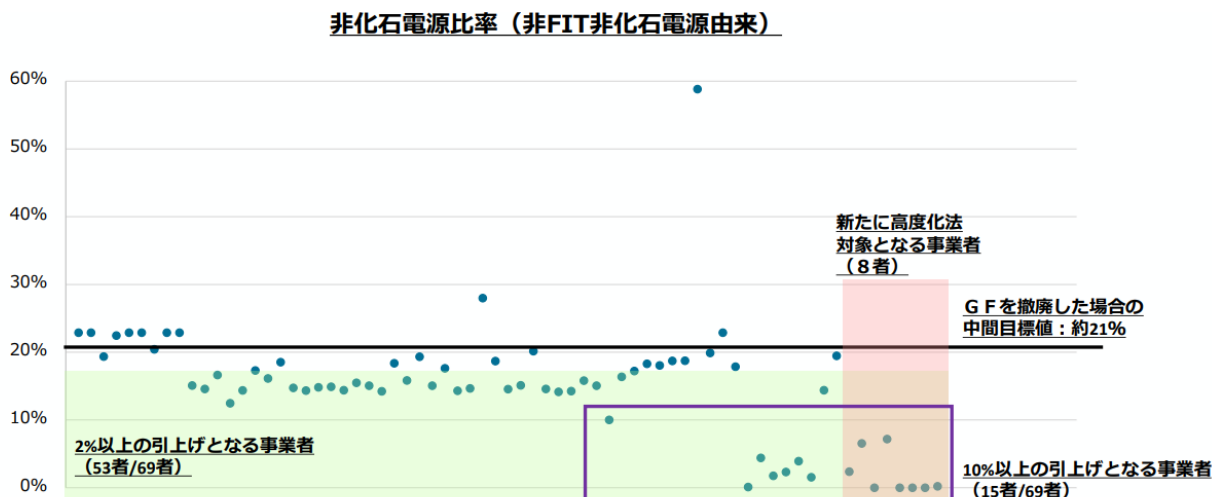
第2フェーズ以降は、非化石電源の稼働状況等を踏まえ、電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、GFを漸減させていくこととしている。

非化石電源比率の推移は、前回GFを見直した2021年度から2024年にかけての高度化法事業者全体の平均的な非化石電源比率の増加分は2%となっているが、仮にGFを撤廃した場合は、約8割の事業者に平均的な非化石電源比率の増加分（2%）以上の中間目標値の引上げをもたらすこととなる（参考図2.1-46）。特に、新たに高度化法の対象となった事業者など、非化石電源比率が低い約2割の事業者にとっては10%以上の引上げにつながるため、過大な負担となりかねないとされ、第3フェーズでは、第1フェーズから第2フェーズへの移行時と同様の考え方に基づき、前回GFを見直した2021年度から2024年度の非化石電源比率の増加分（約2%）引き下げることにした。

第3フェーズの終了年度は、第3フェーズはGFを存続させることや、GFは非化石電源比率が大きく変化した場合に、維持することは不相当であることを踏まえ、これまでのフェーズと同様に一定の期間で終わらせる必要があるとされた。このため、第3フェーズも、第1フェーズ及び第2フェーズと同様に、3年間（2026年度～2028年度）とし、2029年度以降を第4フェーズ（仮）とした。

なお、GFの漸減方法は、第2フェーズと同様、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、第3フェーズ開始時にGFの引下げ実施後はフェーズ期間を通じて同一とした。

参考図 2.1-46 GF を撤廃した場合の中間目標値と事業者別の非化石電源比率（非 FIT 証書のみ）



注) 2025年度達成計画の提出対象事業者のうち、離島供給などを除く事業者（69者）の非FIT非化石電源由来の非化石電源比率（2024年度実績）から、GFを撤廃した場合の中間目標値（GFを撤廃した場合、全ての事業者が一律の目標となる）による影響を検証した。

（第3フェーズの中間評価のあり方）

（中間目標値の設定方法）

○ 第3フェーズにおける中間目標値のあり方

高度化法の非化石電源比率目標は、高度化法における義務付けのみならず、様々な政策を複合的に講じることにより目指すべき水準として定めるものであり、第3フェーズにおいても、事業者の過度な負担を回避しつつ、2040年度の非化石電源比率目標に向けて中長期的に誘導していくという観点から、中間目標値の設定方法は、証書供給量の見通しを踏まえて設定する第2フェーズの方法を維持することとした。

また、第108回制度検討作業部会で高度化法の非化石電源比率目標の見直しに関する議論を行った際、中間目標値は、可能な限り現状に則したものとすることが望ましいといった趣旨のご意見を複数いただいたことや、（2025年度 第1回非化石証書の需給状況等に関するアンケート）におけるアンケート結果の分析を踏まえて、中間目標値の想定値の更なる精緻化を実施することとした。

参考図 2.1-47 委員・オブザーバの御意見（中間目標値の設定方法）

第108回制度検討作業部会における委員・オブザーバの御意見（中間目標の設定方法）

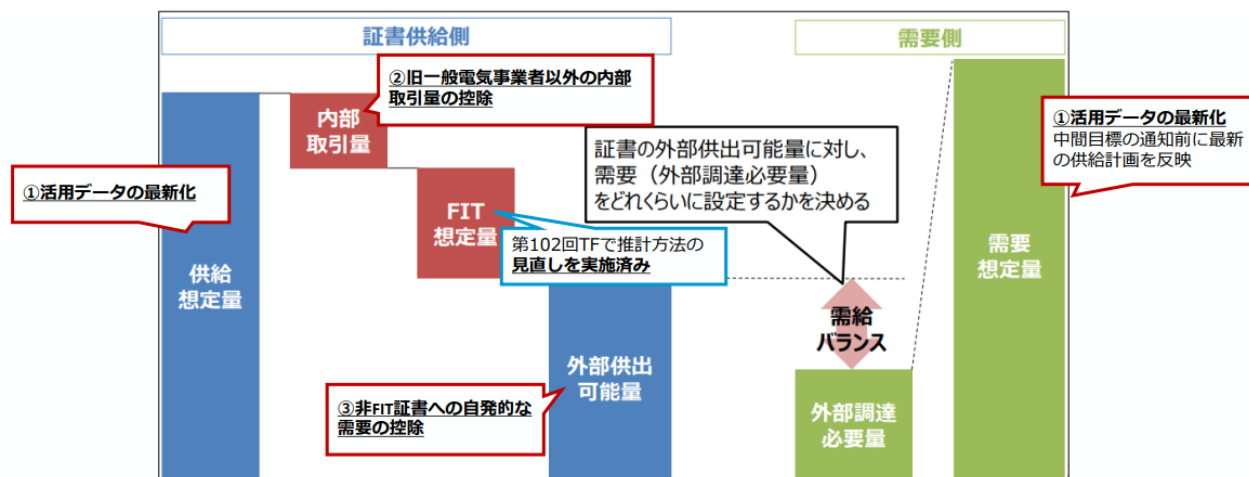
- ・ 現状の非化石電源比率は30%であるため、着実な目標の達成のために、需給状況や市場動向などを丁寧に検証しながら、その結果も踏まえて段階的な中間目標を設定し、長期的な目標に誘導することや、必要に応じて柔軟に制度見直しをしていただきたい。
- ・ 高度化法目標2040年度は厳しい目標と考える。過去の議論から、エネルギー基本計画に基づき設定することは妥当だが、足元の状況を踏まえると理想的なケースとも思う。各年度で事業者に課す中間目標は、現状に則したものとするのが良いと考える。
- ・ 証書の需給バランスは需要が今後増え続けた場合、需要が供給を上回るのではないかと懸念がある。アンケート結果を踏まえて第3フェーズの需給バランス等の検討することになると思うが、昨年度第4回オークションで代替調達認められたように、需給両面で当初の想定と異なる事態が生じる可能性を十分に踏まえた検討を行ってほしい。

○ 現状の中間目標値の設定方法と第3フェーズにおける見直し箇所

中間目標値の想定値の更なる精緻化は、現状の設定方法から①活用データの最新化、②旧一般電気事業者以外の内部取引量の控除、③非FIT証書への自発的な需要の控除について見直すこととした。なお、（2024年度需給バランス想定値の乖離の要因分析と2025年度に向けた対応）で見直しを実施したFIT想定量は、（2025年度 第1回非化石証書の需給状況等に関するアンケート）におけ

る結果の分析から証書不足の要因とはなっていないことから、見直し後の推計方法を継続することとした（参考図 2.1-48）。

参考図 2.1-48 現状の中間目標値の設定方法と第3フェーズにおける見直し箇所



○ 目標値の設定方法の見直し① 中間目標値の設定・通知スケジュールの変更

第2フェーズは、事業者の証書の調達計画にも配慮して、可能な限り早く目標値を通知する観点から、N年度の中間目標値は、N-1年度の12月頃に、N-1年度の供給計画のとりまとめにおけるN年度の供給想定量および需要想定量を用いて設定しており、高度化法対象事業者への中間目標値の通知はN年度の4月頃に行っていた。

第3フェーズにおいては、中間目標値の設定を始めてからおよそ5年が経過し、事業者の習熟度も高まりつつある中、通知スケジュールを後ろ倒ししたとしても、特段の影響はないと考えられ、想定値の精緻化を目的として、中間目標値の設定・通知スケジュールを変更することとした。

具体的には、N年度の4月頃に、N年度の供給計画とりまとめを元に、供給想定量および需要想定量を最新化した上で、速報値として公表した需給バランス²⁵を用いて、確報値を設定し、N年度6月頃に中間目標値を通知することとした。ただし、大型電源の稼働などの特殊な事象が発生した場合については、必要に応じて改めて対応を検討することとした。

参考図 2.1-49 第3フェーズにおけるN年度中間目標値の通知スケジュール（想定）

第3フェーズにおけるN年度中間目標値の通知スケジュール（想定）

注）TFの開催頻度などにより実際の時期は前後する。

N-1年度		N年度	
12月	3月	4月	6月
中間目標値（速報値）の設定および公表 ・N-1年度の供給計画のとりまとめから算定 ・需給バランスおよび外部調達比率の公表	N年度の供給計画のとりまとめ公表	中間目標値（確報値）の設定および公表 ・N年度の供給計画のとりまとめから算定 ・速報値の需給バランスを用いる。	中間目標値を事業者に通知

※赤枠は変更箇所

○ 目標値の設定方法の見直し② 旧一般電気事業者以外の内部取引の扱い

制度開始当初に非化石電源比率が高かった旧一般電気事業者（以下、旧一電）に対しては、非化石証書へのアクセス環境を確保する観点から、内部で取引可能な量に上限（＝内部取引可能量）を

²⁵ 第109回及び第110回制度検討作業部会での議論の結果、需給バランスを固定することとした。

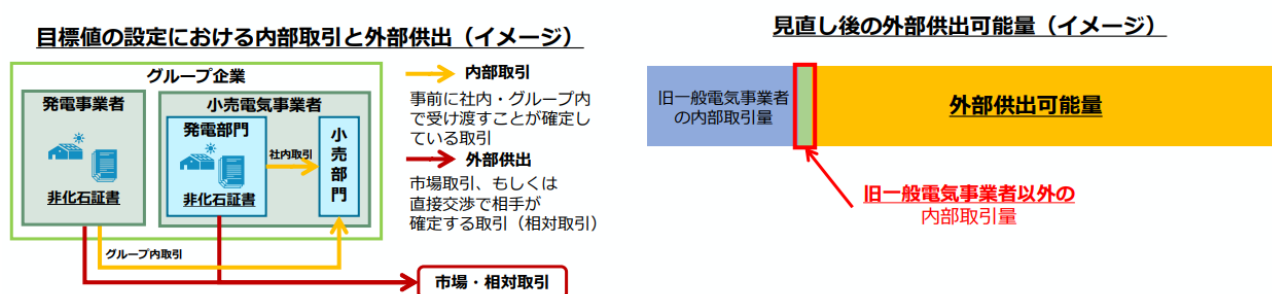
課している。そのため、これまで、旧一電の内部取引可能量は、中間目標値の設定に際して、外部供出可能量から控除していた。

旧一電以外の事業者については、制度開始当初、非化石電源比率は概ね低く、社内・グループ内の取引も僅かであったため、旧一電以外の内部取引量については、目標設定にあたり、特段控除はしてこなかったが、旧一電以外の事業者についても、非化石電源比率が上昇し、社内・グループ内の取引が増加している可能性が、(2025年度 第1回非化石証書の需給状況等に関するアンケート)のアンケート結果の分析によって示唆された。

このため、旧一電以外の事業者による内部取引量も、需給バランスに与える影響は大きくなっていると考えられたため、第3フェーズの中間目標値の設定では、外部供出可能量から控除することとした(参考図2.1-50)。

なお、公平性の観点から、旧一電以外の事業者にも、内部取引可能量の上限を設定すべきではないかとの議論があり得るが、旧一電以外の非化石電源比率の上昇は、主に、制度開始以降に新規電源を開発してきたことによるものと考えられることや、第2フェーズにおいては、旧一電に対しても、新規電源開発への配慮として、新規電源の開発分については、内部取引可能量の上限を超えても外部調達として取り扱うこととしていることから、その扱いを揃える観点から、旧一電以外の事業者に対しては、特段、内部取引可能量の上限を設定することは不要とした。

参考図 2.1-50 内部取引量の控除方法 (イメージ)



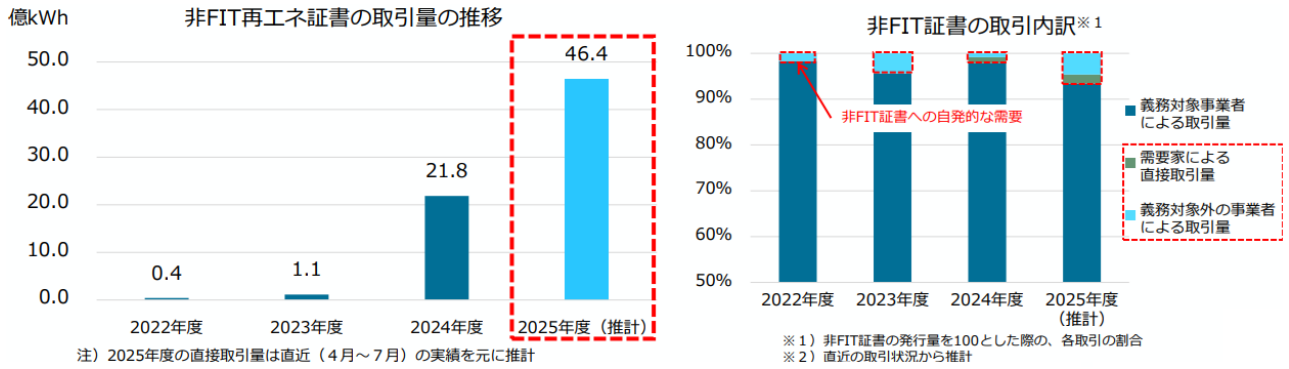
○ 目標値の設定方法の見直し③ 非FIT証書への自発的な需要

需要家による非FIT再エネ証書の直接取引量は、2022年度の取引開始以降着実に増加し、2024年度の非FIT証書の取引量は、発行量全体のうち約1%を占める状況であった。

また、非化石証書を活用した小売電気メニューに対する需要家のニーズの高まりから、高度化法の義務対象外の小売電気事業者による非FIT証書の取引も増加しており、2024年度の取引量は、非FIT証書の発行量全体のうち約1%を占める状況となっている(参考図2.1-51)。

こうした非FIT証書への自発的な需要(需要家、高度化法の義務対象外の小売電気事業者)による取引量を、直近の取引実態を踏まえて外部供出可能量から控除することとした。

参考図 2.1-51 非FIT 証書への自発的な需要



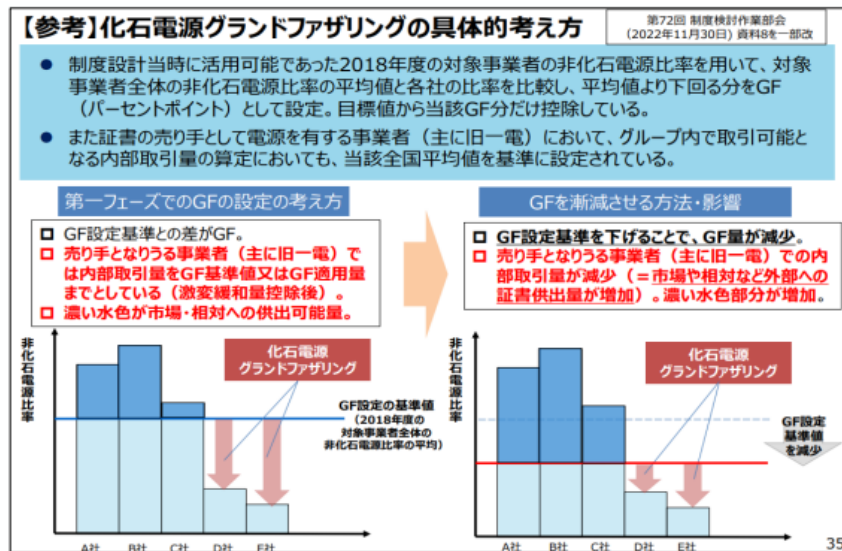
(内部取引の取扱い)

○ 第3フェーズにおける旧一電の内部取引可能量

現行制度では、非化石価値へのアクセス環境の確保の観点から、制度開始当初に非化石電源比率の高かった特定の事業者（主に旧一般電気事業者）に対して、義務履行に活用可能な内部取引の上限（＝内部取引可能量）を設けており、それを上回る分は、市場もしくはグループ外の発電事業者等からの調達（外部調達）を求めている（参考図 2.1-52）。

内部取引可能量の具体的な算定方法は、化石電源グランドファザリング（GF）対象外の旧一電²⁶であれば GF 設定の基準値²⁷から激変緩和量（※3）を除いた値、GF 対象の旧一電であれば GF 設定基準年（2018年度）の事業者の非化石電源比率から激変緩和量²⁸を除いた値としている。

参考図 2.1-52 化石電源グランドファザリングの具体的考え方



²⁶ GF 設定基準年である 2018 年度の非化石電源比率が GF の設定基準値を上回っている事業者。

²⁷ 第 1 フェーズは、2018 年度の対象事業者全体の非化石電源比率の平均である 22.84%、第 2 フェーズは 16.86%、第 3 フェーズは 14.81%。

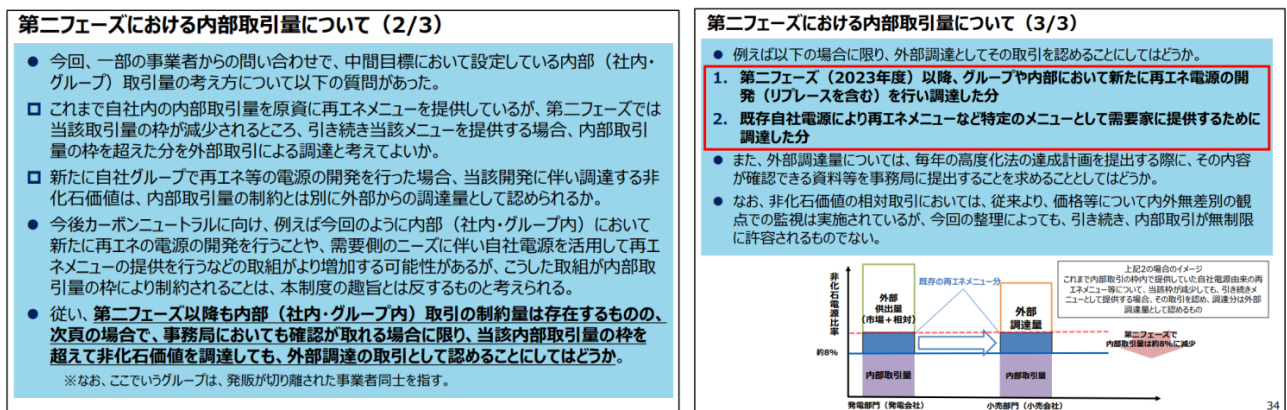
²⁸ オークションの結果、約定されずに売れ残った FIT 非化石証書の非化石価値（余剰非化石電気相当量）については、販売電力量のシェアに応じて配分されているが、余剰非化石電気相当量は予見が困難であり、余剰非化石電気相当量を見越して高度化法の目標に向けた取組みを行うこととすれば、自ら調達する必要がある非化石証書の量の予見可能性が低くなるため、高度化法上の中間評価を行う際には、余剰非化石電気相当量については勘案しないこととしていることから、内部取引量の算定においても、激変緩和量として控除している。

第1フェーズから第2フェーズにかけて、GF設定基準値を漸減させる方針としたことに伴い、GF設定の基準値を元に内部取引可能量を算定していたGF対象外の旧一電における内部取引可能量は減少することとなった。

しかし、この内部取引の制約によって、新たに再エネ電源の開発を行うことや、需要家側のニーズに伴い自社電源を活用して再エネメニューの提供を行う取組等が制限されることは、非化石制度の趣旨に反するため、一定の条件を満たす内部取引については、第2フェーズの内部取引可能量を超過しても、外部調達として認めることとしている（参考図2.1-53）。

第3フェーズにおいても、GF設定の基準値が漸減（約2%）することに伴い、GF対象外の旧一電の内部取引可能量は減少することになるが、引き続き、内部取引の制約が新たな再エネ電源の開発や自社電源を活用した再エネメニューの提供といった取組の妨げにならないよう、第2フェーズにおける内部取引量の取扱いは継続することとした。

参考図 2.1-53 第2フェーズにおける新規開発電源等に係る内部取引の例外的取扱い



なお、第3フェーズにおける旧一般電気事業者における非化石証書の内部取引可能量の算定方法は、参考図2.1-54の通り。

参考図 2.1-54 第3フェーズにおける内部取引可能量

内部取引可能量 = 販売電力量（送電端） × 内部取引率

【内部取引率】

GF設定対象外の場合：
 第3フェーズにおけるGF設定の基準値(14.81%) - 激変緩和量※ (8.63%) = 6.18%

GF設定対象の場合：
 2018年度の各事業者の非化石電源比率 - 激変緩和量※ (8.63%)

※外部供出量の算定に用いる内部取引量の算定に際しては、販売電力量のシェアに応じて各小売電気事業者に配分されているFITによる支援を受けている電源の発電電力量の影響を考慮し、2018年度の実績を元に、FIT発電量のうち、一部を控除する措置を講じている。

○ 高度化法に基づく義務の対象範囲

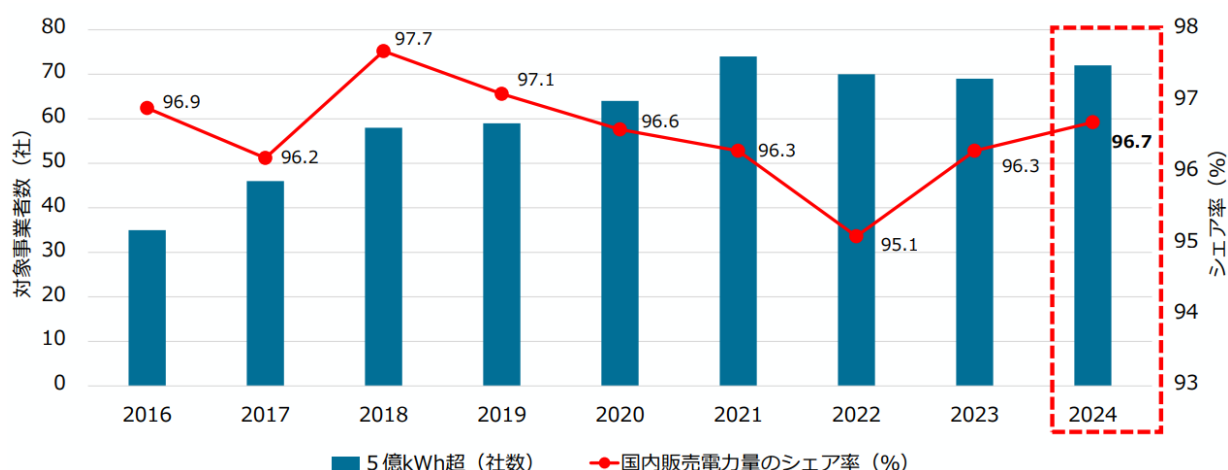
現行の高度化法は、エネルギーの安定的な供給の確保を図ることが本法律の趣旨であり、国内で

大量のエネルギーを供給する事業者がエネルギー源の環境適合利用を行うことが効果的である一方で、小規模な事業者に対し、義務付けを行うことは、義務に伴う負担が過度なものとなる可能性があることから、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、前事業年度における電気の供給量が5億 kWh以上の事業者に、エネルギー源の環境適合利用の目標達成計画を経産大臣に提出することを義務づけている。

第2フェーズにおける対象範囲の見直しの際には、義務対象事業者の販売電力量のシェア率（当時は約97%）等を踏まえて、現状維持とされた。

第3フェーズにおいても、直近の義務対象事業者のシェアは約97%と、第2フェーズの議論を行った際と同水準であり、現在も、概ね需要の全体を賄うことができていると考えられる（参考図2.1-55）ことに加えて、仮に閾値を大幅に引き下げたとしても、対象事業者の増加の程度に比して、販売電力量のシェア率の増加は僅か²⁹（参考図2.1-56）であることから、現行の対象範囲を維持することとした。本論点については、高度化法に基づく義務の対象者と非対象者との間の競争上の公平性、政策の費用対効果などの多角的な観点を踏まえて、今後継続して議論を行う。

参考図 2.1-55 義務対象事業者数およびシェア率の推移



参考図 2.1-56 閾値を引き下げた場合の対象事業者数とシェア率の変化

閾値 (kWh)	5億 (現行)	4億	3億	2億	1億
対象事業者数 (社)	72	83	95	109	144
全事業者数に対する割合 (%)	9.8%	11.2%	12.9%	14.8%	19.5%
国内販売電力量のシェア率 (%)	96.7%	97.5%	97.9%	98.3%	98.9%

²⁹ 例えば、対象範囲を5億 kWhから1億 kWhまで引き下げた場合も、対象事業者数は72社から144社に倍増するが、販売電力量のシェア率の増加は97%から99%と、2%の増加にとどまる。

○ その他（対象となる証書、評価方法）

目標達成に必要な証書は、高度化法の非化石電源比率目標達成のための市場として高度化法義務達成市場を創設した際、「国民負担の下で 実現している FIT 電源の再エネ価値を広く開放する」との考えの下、再エネ価値取引市場（FIT 証書）については、需要家のアクセスを可能とすることとした。こうした制度創設趣旨を踏まえ、非化石電源の設備投資等の非化石電源の利用促進に充てていくことされている非 FIT 証書を、第 2 フェーズに引き続き、第 3 フェーズにおける目標達成に用いることができる証書とした。

中間目標の評価方法は、第 1 フェーズにおいては、非化石電源の稼働率の変化等による非化石証書の供給量の変動に小売電気事業者がある程度柔軟に対応できるように、複数年度の平均値で評価を行っていた（目標値と実績値の 3 年間平均値との比較）。しかしながら、第 1 フェーズの最終年度において、証書の需給逼迫が生じたことを踏まえ、第 2 フェーズにおいては、単年度で事業者の取組を評価する仕組みとした。単年度ごとの評価は、事業者の事業行動とも整合的であると考えられることから、中間目標の評価方法は、第 3 フェーズにおいても、単年度評価を継続することとした。

（2026 年度 高度化法目標（速報値））

○ 第 3 フェーズにおける需給バランスの考え方

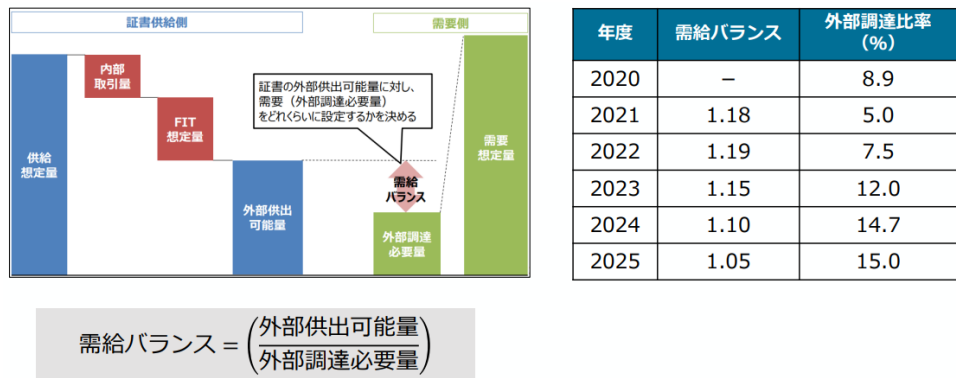
中間目標値を導入した 2020 年度以降、証書の過不足リスクや、市場機能の活用等の観点を踏まえ、各年度で需給バランス（＝外部供出可能量/外部調達必要量）と、目標水準（外部調達比率）を定めてきた。

第 1 フェーズにおいては、売れ残りリスクを勘案しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、需給バランスを 1.2 程度とした。その後、第 2 フェーズにおいては、非化石電源の維持・拡大を着実に促進していくという基本的な考え方を踏まえ、毎年度、需給バランスを引き下げ、目標水準を高めてきた（参考図 2.1-57）。

そうした中、2024 年度においては、結果的に需給バランスが 1 を下回る結果となった。また、事業者アンケートの結果から、2025 年度においても、想定需給バランスが 1 を下回る可能性があると分析した。こうした状況を踏まえると、第 2 フェーズにおける需給バランス（2024 年度は 1.10、2025 年度は 1.05）を元に外部供出可能量を設定した場合、外部供出可能量の算定諸元の想定値の誤差の程度によっては、需給バランスが 1 を下回る可能性が生じてきていると考えられる。

第 3 フェーズから、外部供出可能量の算定諸元の想定を精緻化を行うこととしたが、その上で、この精緻化の効果を見極めるために、2026 年度の中間目標値については、需給バランスの引き下げを行わない（1.05 を維持）こととした。

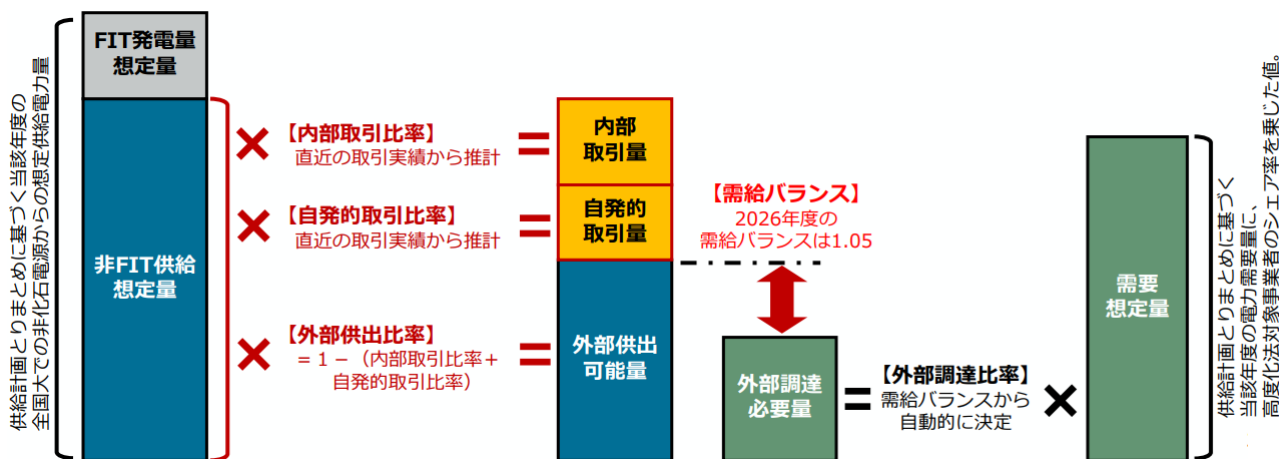
参考図 2.1-57 需給バランスの推移



○ (参考) 第3フェーズからの見直しを踏まえた中間目標値設定のイメージ

第2フェーズまでは、外部想定量から各想定量 (kWh) を控除して外部供出可能量を算定していたが、変動する供出想定量に対応出来るように、第3フェーズから、各想定量は供出想定量に対する比率 (%) から算出し、外部供出可能量を算定することとした (参考図 2.1-58)。FIT 発電量想定量は、過去の発電量 (kWh) から推計するため、第2フェーズと同様に控除量を算出して控除する。

参考図 2.1-58 第3フェーズからの見直しを踏まえた中間目標値設定のイメージ



○ (参考) 2026 年度の中間目標値に向けた需給の検証 (速報値)

第3フェーズからの見直しを踏まえて、検証における前提条件を 参考図 2.1-59 として、外部供出量 (市場、相対に供出される証書量) を試算すると、約 1,115 億 kWh と考えられる。また、需給バランスは 2025 年度と同様 (1.05) とすると、事業者の外部調達比率は約 12.9%となる (参考図 2.1-)。なお、中間目標値の設定・通知スケジュールの変更の議論を踏まえて、2026 年 4 月頃に 2026 年度の供給計画とりまとめを元に供給想定量および需要想定量の最新化、および需給バランスを固定³⁰したうえで確報値を設定し、6 月頃に事業者向けに中間目標値を通知する。

³⁰ 第 109 回及び第 110 回制度検討作業部会での議論の結果、需給バランスを固定することとした。

参考図 2.1-59 検証における前提条件

【検証における前提】 ※各数値の算出では年度ごと（速報値・確報値）で適切な見直しを行う。

- 非FIT供給想定量**
 2025年度の供給計画とりまとめにおける、2026年度の一般水力、原子力、太陽光、風力、地熱、バイオマス、廃棄物の供給電力量から、FIT発電量想定量を控除した値。
- FIT発電量想定量**
 FIT発電量実績の推移を重回帰分析により多項式に近似することで推計した値。
- 外部供出可能量**
 供出想定量 × 外部供出比率※（％）
 ※外部供出比率 = 1 - （内部取引比率 + 自発的取引比率）
- 内部取引比率（％）**
 直近の取引実績における内部取引量※が非FIT証書全体に占める割合
 ※旧一電は、第3フェーズにおいても、内部取引を超えた場合の取扱いを継続するため、第2フェーズにおける内部取引量、旧一電以外は直近の取引実績から推計。
- 自発的取引比率（％）**
 直近の取引実績における直接取引量および高度化法対象外の小売電気事業者の取引量合計が、非FIT証書全体に占める割合。
- 需要想定量**
 2025年度の供給計画とりまとめにおける、2026年度の電力需要量に、24年度の高度化法対象事業者のシェア率を乗じた値。
- 外部調達必要量**
 需要想定量に外部調達比率を乗じた値。

参考図 2.1-60 2026年度の間目標値に向けた需給の検証（速報値）

証書供給量 (推計)	2026年度の非化石電源（FIT+非FIT）からの供給量※1			単位：億kWh
	約3,182			
	FIT発電量想定量※3	非FIT供給想定量		
	約1,509	約1,673		
		内部取引量※2	自発的取引量※2	
	約447	約110	約1,115	

※1 直近の2025年度の供給計画とりまとめに基づく量
 ※2 内部取引量および自発的取引量の考え方は前掲を参照、取引実績等から2025年度の内部取引率（推計）は27%、自発的取引率（推計）は7%とした。
 ※3 FIT発電量想定量は第102回制度検討作業部会で議論した際の近似式を使用

必要調達量	需要想定量※4	需給バランス (1.05)	
		外部調達比率	外部調達必要量
	約8,255	12.9%	約1,062

※4 直近の2025年度の供給計画とりまとめに基づく量に、2024年度の高度化法対象事業者の販売電力量のシェア率（97%）を掛けた値

（第3フェーズに向けた論点の検討状況）

本とりまとめ時点における、第3フェーズに向けた論点の検討状況は 参考図 2.1-61 の通り。

参考図 2.1-61 第3フェーズに向けた論点の検討状況

論点		議論の方向性	
①	2031年以降の目標のあり方	・ 2040年度に非化石電源比率を60%以上	
②	第3フェーズにおける化石電源グランドファザリング (GF) の扱い	・ 全国の非化石電源の増加分 (約2%) GFを引下げ ・ GFの水準は、第3フェーズを通じて同一に設定	
③	高度化法第3フェーズの中間評価のあり方	中間目標値の設定方法 (想定値の精緻化)	・ 中間目標値の設定・通知スケジュールの変更 (今回議論) (需給バランス 又は 外部調達比率固定) ・ 旧一般電気事業者以外の内部取引量の控除 ・ 非FIT証書への自発的な需要の控除
		内部取引の取扱い	・ 内部取引量はGFの設定基準値引下げ分 (約2%) 減少 ・ 新規開発電源等に係る内部取引の例外的取扱いの継続
		その他	・ 義務の対象範囲 (年間販売電力量 5億kWh以上) ※1 ・ 非FIT証書による義務履行 ・ 単年度の取組状況による評価
④	非化石価値を適正に評価するための市場のあり方	・ 市場の上下限価格 (今回議論)	
⑤	非化石証書の利便性向上に向けて	・ 海外における議論も踏まえつつ、必要に応じて検討	
⑥	経過措置料金 (規制料金) における非化石証書の価格転嫁	・ 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめで示された方向性※2の下で継続検討	
⑦	他制度との整合性・二重規制の懸念	・ 当面は高度化法と排出量取引制度は併存	

※1 第3フェーズ開始時点においては、高度化法対象事業者の基準 (5億kWh以上) は据置き。ただし、今後継続して議論を行う。

※2 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ (2025年12月17日) において、「現行の料金制度が前提としていない制度等について整理した上で、柔軟に価格転嫁ができる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について、先行して検討する」という方向性が示された。

○ (参考) 経過措置料金 (規制料金) における非化石証書の価格転嫁

これまでの本作業部会において、小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、証書購入費用を経過措置料金 (規制料金) に柔軟に反映できる仕組みに関して、複数の御意見をいただいていた。

昨年末に行われた電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ (2025年12月17日) では、経過措置料金の在り方等に関する検討において、現行の料金制度が前提としていない制度等について整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁ができる仕組みの検討などを行っていくという方向性が示された。(参考図 2.1-62)

参考図 2.1-62 これまでの証書購入費用に関する検討および今後の方向性

検討の視点

- 非化石証書は、市場を通じて、あるいは市場外で相対的に取引され、市場取引については最低価格が設定されているものの、基本的に取引価格は自由である。その結果、小売電気事業者の非化石証書購入単価は、事業者により様々である。
- こうした中で、規制料金の需要家[※]に対し、証書購入費用について一律の負担を求めることについて、どのように考えるか。
※ 規制料金に費用が反映される場合、自由料金にも同様に反映されることを想定。ただし、反映されるかどうかについて、制度的な担保はない。
- 証書の取引を事業者間の自由な取引に委ねつつ、需要家に対して機動的な料金改定手続きを通じて一律の費用負担を求めることは、現行制度を根本から見直し、市場メカニズムを活用した証書取引を見直し[※]の限り、制度的に高立困難でないか。
- この点、例えば、電源開発促進税やFIT賦課金のように、小売料金に含まれる形ですべての需要家が一律に負担する費用については、それぞれの単価が制度的に一律に定められていることが参考となるのではない。
- 他方、小売電気事業者において、証書購入費用が年々増加し、その回収に困難を生じている現実もある。こうした中で、小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、どのような対応が考えられるか。
※ 例えば、規制料金の際に反映された証書の購入費用について、その後の制度環境の変化に伴う費用の増加を一般的に認可手続によらずに簡便に料金に反映できるようにすることへの声もある。

第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 (2025年12月17日) 資料4-1「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ (案)」から

【検討事項⑦】 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(a) 経過措置料金の解除に向けた検討

- 現在のところ、規制料金の解除基準を満たす区域は存在しないため、まずは監視等委における競争状況の評価を注視する。その上で、**特定の地域において経過措置料金の解除基準を満たすことが明らかになった場合には**、当該地域のスイッチング状況や需要家の状況を精査しつつ、農事用や公衆街路灯向けの料金メニューや三段階料金制度等の在り方について検討する。
- また、**最終保障供給については**、実務面の課題に留意しつつ、**一般送配電事業者が担うこととする。**

(b) 経過措置料金の在り方等に関する検討

- 事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因 (燃料費、インフレ等) や、現行の料金制度が前提としていない制度等 (GX-ETS等) について整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について先行して検討する。**

○ (参考) 他制度との整合性・二重規制の懸念

第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委 (2025年12月17日) において、当面は、高度化法とETSを併存させることが適切とされた。(参考図 2.1-63)

高度化法※との整理

第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
(2025年12月17日) 資料 6から

- ※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 排出量取引制度の本格導入に際して、高度化法の詳細制度を議論している制度検討作業部会において、高度化法と排出量取引制度の関係について一定の整理が必要であるとの御意見をいただいた。
 - ・ 排出量取引制度は、CO2排出量を削減するというインセンティブを、直接排出をする発電事業者に与える仕組み。他方、高度化法は、小売電気事業者に対して一定の非化石電源の調達目標を課すことで、結果として、非化石電源を維持・拡大するというインセンティブを発電事業者に与える仕組み。両者は、アプローチは異なるが、CO2排出に着目し、事業者行動を家畜させるためのインセンティブを与える仕組みという点では共通している。
 - ・ 発電ベンチマーク検討WGでの議論を通じ、エネルギーの安定供給の確保を大前提に、着実に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていく観点から、第2フェーズにおいては、火力発電に着目したベンチマークを設定し、発電事業者は無償枠の割当てが行われることとなった。これにより、CO2排出源である火力発電の燃料転換や効率改善により火力発電の排出原単位の改善が促進される一方、第2フェーズでは、再エネや原子力等の非化石電源は本制度の中で直接的に評価されない仕組みとなった。
 - ・ ただし、2033年度からは発電事業に割り当てられる排出枠の一部又は全部が有償化することとされており、将来的には、火力発電の燃料種や効率にかかわらず、CO2排出量に応じて排出枠を調達する負担が生じることになり、結果として、排出量取引制度の中でも非化石電源を評価できる仕組みとなることが想定されている。
 - ・ また、高度化法の目標の達成を後押しする目的で開始された非化石証書制度は、非化石電源が持つ、ゼロエミ価値（排出係数が0kg-CO2/kWhである価値）だけでなく、我が国のエネルギー供給構造の高度化（エネルギー自給率の向上等）に資する価値や、電源の各種の属性情報（電源の種類、立地、運転開始時期等）の表示に係る価値をも顕在化（証書化）することを可能とし、これを通じて非化石電源の維持・拡大へのインセンティブを提供している。
- ・ したがって、こうした高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があるのではないかと。

(3) 非化石価値を取り巻く環境の変化を踏まえた対応

(非 FIT バイオマス認定における燃料の安定調達（持続可能性等）)

○ 非 FIT バイオマス電源に対する非化石価値の認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の確保

第 84 回本作業部会において、同一燃料種に対する扱いをできる限り統一化し、その際、FIT 制度の対象燃料種についての非 FIT 非化石認定における追加的な負担を軽減する観点も踏まえる必要があることから、FIT/FIP 制度の対象燃料種となっている非 FIT 非化石電源に対する非化石価値の認定に際しては、FIT/FIP 制度を参照することを基本とした。

FIT/FIP 制度では、バイオマス発電に対して、認定基準の一つとして燃料の安定調達（持続可能性等）を確保することを求めている。

一方で、FIT 制度の支援を受けない非 FIT バイオマス電源に対する非化石価値の認定においては、これまで燃料の安定調達（持続可能性等）の確保は要件としてこなかった。

この点、燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されない非 FIT バイオマス電源に対して、今後非化石価値の認定（非化石証書の発行）が行われるとした場合、バイオマスの長期電源化に望ましくない影響を与えるおそれもある。

以上を踏まえ、今後、非 FIT バイオマス電源に対する非化石価値の認定においても、燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）³¹への準拠を求めることを基本とすることとした。

ただし、調達期間/交付期間中の FIT 混焼設備³²・FIP 設備については再エネ特措法³³において燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されているところ、非 FIT 非化石電源に対する非化石価値の認定においては、改めての証明は不要とすることとした³³。

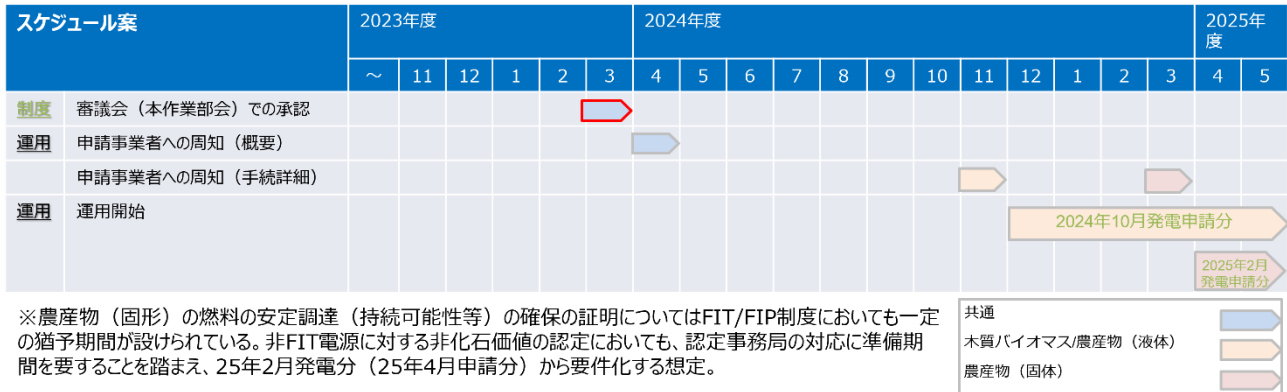
³¹ 資源エネルギー庁『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）』第2章 適正な事業実施のために必要な措置 3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

³² FIT バイオマス設備において、調達上限比率を超過したバイオマス発電分は非 FIT 非化石証書の発行（非化石価値の認定）が可能。

³³ 卒 FIT/卒 FIP 設備については、その調達期間/交付期間終了後も継続して燃料の安定調達（持続可能性等）が証明されたバイオマス燃料が使用されることを確認する必要があることから、非 FIT 非化石認定において、改めてその証明を求めることとする。

なお、スケジュールや認定方法等のその他詳細については、非FIT 非化石認定の基本的な方針の通り、国から委託を受けた認定事務局が事業者へのヒアリングなどを実施し、国の確認を受けながら定めることとした。

参考図 2.1-64 非FIT バイオマス電源に対する非化石価値の認定スケジュール



○（参考）非FIT 非化石価値認定において燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が求められる要件

FIT/FIP 制度に準じ、対象電源・燃料について、2024年10月発電分以降（予定）の非FIT バイオマス電源に対する非化石認定の要件として、認定事務局に対して燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が必要となる³⁴。

なお、ライフサイクル GHG に関する証明については、FIT/FIP 制度の経過措置期間終了後、非FIT 非化石価値認定においても求める予定。

参考図 2.1-65 燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が求められる要件

対象発電月	2024年10月発電分以降（予定）
対象電源	調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備を除く非FIT非化石電源
対象燃料	燃料区分B：間伐材等由来の木質バイオマス 燃料区分C：一般木質バイオマス 燃料区分G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体）
証跡提出時期	対象発電月以降における初回の電力量認定時
証明方法※1	『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）資源エネルギー庁』に則り証明すること。
その他条件※2,3	他事業者のバイオマス調達に著しく影響を及ぼすことなく調達すること等を約する誓約書を提出すること。

※2 『事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）資源エネルギー庁』
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieen//kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf
 ※3 誓約書ダウンロードURL（別途記載予定）
 ※4 必要に応じて追加情報を提出いただく場合がある。

³⁴ 原則、燃料の安定調達（持続可能性等）が証明ができたものについては【再エネ指定有】を選択できるものとし、証明できないものについては【再エネ指定無】でも認定不可となる。

(非 FIT 再エネ証書の直接取引拡大)

○ 非 FIT 再エネ証書の直接取引の対象拡大

非 FIT 証書は、原則として小売電気事業者による高度化法義務達成の手段として制度化されたものだが、再エネ価値に対する需要家ニーズを背景に、再エネ電源の維持・拡大や高度化法の義務履行への影響も考慮しつつ、一定の条件を満たす非 FIT 電源や FIP 電源、卒 FIT 電源に対して、需要家との直接取引を認めている。

- ・ 2022 年度以降に営業運転開始となった、新設非 FIT 電源、新設 FIP 電源、FIT 電源から移行した FIP 電源
- ・ 卒 FIT 電源

足元で、非 FIT 再エネ証書の直接取引は着実に増加し、更なる非 FIT 証書直接取引の対象拡大についてのニーズが顕在化している。その背景としては、FIT 証書の調達における制約³⁵や RE100 や GHG プロトコルなどのグローバル基準の変更可能性なども見据えて、必要な再エネ価値を中長期で安定的に確保したいという需要家ニーズが一層高まっていることが考えられる。

そうした中、FIT から FIP への移行を政策的に誘導する必要性もあり、現在、2022 年以降に営業運転開始となったものに限定して直接取引を認めている「FIT 電源から移行した FIP 電源」について、その営業運転開始時期にかかわらず、直接取引の対象とすることとした。

これにより、発電事業者にとっても非 FIT 証書の販路が拡大し、再エネ電源の維持や FIT 電源の FIP 移行の促進に資することが期待される。

他方で、直接取引の更なる拡大に当たっては、「高度化法の義務履行手段」という制度趣旨を踏まえ、その目的に悪影響を与えないかの検証が必要となる。

この点、現在 FIT である電源が、FIP に移行した場合には、義務履行に活用可能な非 FIT 証書（供給余力）の増加に繋がることから、その証書について需要家の直接取引を認めた場合であっても、義務履行への影響は軽微であると考えられる。

また、既に FIT から移行済の FIP 電源については、全体の非 FIT 再エネ証書（約 740 億 kWh）に占める割合はおよそ 1%であり、義務履行への影響は限定的だと考えられる。

なお、FIP 電源以外の非 FIT 電源（再エネ指定）についても直接取引の対象とした場合には、高度化法の間目標値設定の際に、直接取引量として考慮すべき量を適切に推定することが困難となることが想定される³⁶。その結果として発電・小売電気事業者双方の証書の販売・調達にかかる予見可能性が低下し、小売事業者の高度化法の義務履行等に影響を与える可能性³⁷がある。

以上を踏まえ、FIP 移行の重要性や発電者・需要家双方から要望があることに鑑みて、FIP 電源については運転開始日の制限を設けず、需要家との証書の直接取引を可能とすることとした。

○ (参考) 非 FIT 再エネ証書の直接取引の状況

非 FIT 再エネ証書の直接取引を開始した 2022 年度以降、取引量は着実に増加している。直接取

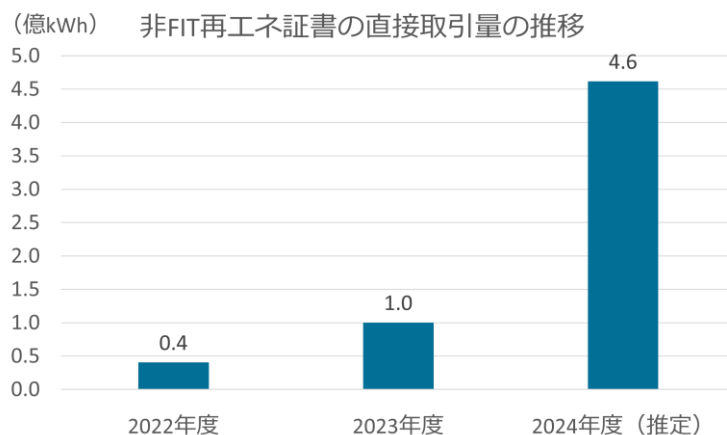
³⁵ FIT 証書は、その制度設計上、相対契約による長期確保ができない。

³⁶ 現在、直接取引の対象となっている FIP 電源以外の非 FIT 電源（再エネ指定）の証書は約 7 億 kWh（2022 年度以降に営業運転を開始したもの）。仮に、FIP 電源と同様に運転開始日の制限を無くした場合、直接取引の対象となる非 FIT 再エネ証書の量は約 740 億 kWh と大幅に増加する。

³⁷ 目標設定にあたり、需要家による直接取引量を過少に評価してしまった場合は、義務履行に必要な証書が不足し、小売事業者の義務履行に影響を与えるおそれがある。反対に、過大に評価してしまった場合、本来であれば高度化法の義務履行に用いられていたはずの非 FIT 証書が売れ残り、発電事業者の販売に影響を与えるおそれがある。

引を利用している需要家の業種は多岐に渡るが、特にデータセンター、不動産、自治体による利用が多い。

参考図 2.1- 66 非 FIT 再エネ証書の直接取引の状況³⁸



○ (参考) 非 FIT 再エネ証書の直接取引に関する需要家と発電事業者からの御意見

<需要家>

- FIT 証書は、必要な量を低廉な価格で継続的に調達が可能であるかのリスクがあるため、PPA による非 FIT 証書の長期的な取得に向けて動いて行くべき時期に来ている。また、長期的・外生的 (GHG プロトコルや GDP、SBT などのグローバル基準) なリスクを踏まえた場合、(当該グローバル基準の変更次第では) 今の FIT 証書には懸念がある。
- 2025 年度や 2030 年度の目標達成のためには、早期かつ確実に環境価値を購入できる既存案件についても一定必要。コスト低減や契約簡素化の図れる、発電事業者と需要家で直接取引できる制度へ早期改訂されることを要望。

<発電事業者>

- 単に証書を市場売却するのでは FIT から FIP に転換する収益面のメリットがない。FIP 化に際し、非化石証書の販売による収益を増やすためには、直接取引できる電源を拡大する必要。
- 非 FIT 非化石価値取引市場では非 FIT 証書が多く売れ残るため、FIP 転換前よりも収益が悪化する可能性がある。2021 年度以前に運開した電源についても需要家との証書の直接取引が認められれば、売れ残りのリスクが改善される。
- 2021 年度以前に運開した電源の証書を需要家に供給する際には、小売電気事業者を介さなくてはならない。需要家・発電事業者の双方に手間と費用がかかる。

³⁸ 2024 年度の取引量は直近 (4 月～6 月) の取引実績を元に推定。

(非 FIT 再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い)

○ 非 FIT 再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い

発電事業者と需要家間の非 FIT 非化石証書（再エネ指定）の直接取引は、需要家自身が積極的に非化石エネルギーを調達することができるよう、新たな調達手法の環境整備として認められた。

その際、小売電気事業者間では非 FIT 非化石証書の転売が禁止されていること、また、需要家自らの再エネ調達手段の確保という制度趣旨を踏まえ、需要家間の融通についても、そうした取引が行われることは想定していなかった。

こうした考えの下、現状は、直接取引を行う需要家ごとに口座開設を求めるとともに、非化石価値の取引システム上も、直接取引で取得した証書は、取得した需要家のみ利用可能（当該需要家名義でのみ利用確定処理が可能）な仕組みとなっている。

一方で、調達の効率化や与信面などを理由に、グループの親会社が調達した非 FIT 非化石証書を、グループ内の他社に融通したいという要望が複数寄せられている。

非 FIT 非化石証書は、高度化法の義務達成のために設けられた制度であるが、これまで、需要家自らによる非化石エネルギーの調達を可能とするため、一定の場合に、需要家による直接取引を認めてきた。

こうした制度改正の経緯を踏まえれば、実質的に、需要家自らの非化石エネルギーの調達であると考えられる場合には、厳格に、一需要家に一口座の開設を求めることなく、親会社の口座で管理された証書を子会社も利用可能とするといった運用を認めることとした³⁹。

(高度化法における CCS の非化石価値の算定方法について)

○ 高度化法における CCS の非化石価値の算定方法

カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めつつ、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るためには、非化石電源の導入拡大を進めていくと同時に、火力発電から大気中に排出される CO₂ を実質ゼロにしていくという、CCS 技術の活用も重要であるとの考えから、2022 年に高度化法の改正が行われ、CCS の活用についても「エネルギー源の環境適合利用」とされ、同法に基づき取組を求めるとされた。

高度化法施行規則では、電気事業者が化石燃料の利用に伴い発生する CO₂ について CCS を行った場合に、以下の算定式で計算した電力量が、非化石電源に係る電気に相当するものとされており、その量に対し非化石証書が発行されることとなっている。しかし、現行の規定では、CCS による CO₂ 貯蔵量の考え方が必ずしも明確ではなく、具体的には、バイオマスと化石燃料を混焼している火力発電所において CCS が行われている場合の、CO₂ 貯蔵量の算定方法を明確にする必要がある。

³⁹ ただし、小売ライセンスを保有する需要家に対する融通は、非 FIT 非化石証書の小売への転売に該当するため、不可とする。

また、小売ライセンスを保有する需要家から他社に融通した非 FIT 非化石証書は、高度化法の義務達成には使用不可とする。

2024 年 8 月のシステム改修に伴い、証書の利用確定処理が必須化された。それによって、本運用を認めた場合でもダブルカウントは防止可能。

なお、需要家等が非化石証書を取得する際の会計・税務上の取扱いについての基本的な考え方は、第 57 回制度検討作業部会（2021 年 9 月 24 日）において示されているところであり、今後もその考え方が変わるものではないと考えられる。

非化石電源に係る電気に相当するもの (kWh)

= 化石燃料をエネルギー源として発生させた電気の量 (kWh)

$$\times \frac{\text{CO}_2 \text{ 貯蔵量}}{\text{電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する CO}_2 \text{ 排出量}}$$

参考図 2.1-67 高度化法施行規則における CCS の非化石価値の算定方法

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則 (平成二十二年経済産業省令第四十三号) (注1)

(二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置)

第一条 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第四項の経済産業省令で定めるものは、**電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を**、当該電気事業者又は当該電気事業者から委託を受けた第三者が回収し、及び貯蔵 (外国において貯蔵する場合を含む。) **する措置** (これに相当する措置を含む。) をいう。その際、**電気のエネルギー源として利用された化石燃料の量** (当該燃料の区分に応じ、次の表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。) に、当該区分に応じ**当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に**、当該区分に応じ**当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるグラムで表した炭素の量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる二酸化炭素の量に対する貯蔵した二酸化炭素の量の割合を**、当該化石燃料をエネルギー源として発生させた電気の量に**乗じたもの**を、非化石電源 (法第二条第四項に規定するエネルギー源の環境適合利用を行う電源をいう。第四条第二号において同じ。) に係る電気に相当するものとする。ただし、化石燃料を混焼している場合は、燃料種ごとに算定したものを合算する。

原油	リットル	三十八・三	十九・〇
一般炭	キログラム	二十六・一	二十四・三
LNG	キログラム	五十四・七	十三・九

CO₂の貯蔵量の考え方については、論理的には貯蔵する CO₂を一定の考え方の下で、バイオマス由来 と、化石燃料由来に按分して算定する考え方もとれるが、高度化法上、バイオマスは、CO₂を排出しない他の再生可能エネルギー源と同様、非化石エネルギー源として位置づけられている⁴⁰ ことと整合的に整理する観点から、バイオマスについては、CO₂を排出しないものとして取り扱う高度化法上の既存の整理を前提に、CO₂貯蔵量を算定することとした。

ただし、そうした考えの下、CCS の貯蔵量を算定する場合、電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴い発生する CO₂の総量を上限として貯蔵量を算定するべきとした。なお、こうした整理を行ったとしても、バイオマスの利用は、高度化法上でエネルギーの環境適合利用とされており、同法上、促進されるべきエネルギー源としての位置づけは何ら変わらない。

(再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値)

○ 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値

非 FIT 非化石電源の電力量の認定にあたっては、非 FIT 非化石証書の信頼性を確保するために、一般送配電事業者 (以下、「TSO」) が託送供給業務で得た電力量データを活用し、その量に対して非化石証書を発行している。

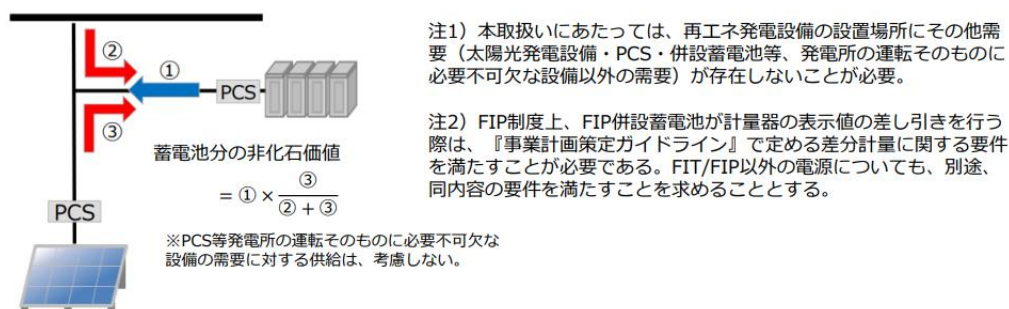
ただし、バイオマス等の混焼発電の場合等、TSO が託送供給等業務の一環で把握することが出来ない非化石電源に係る電力量も存在するが、そのような場合においても、非化石価値を埋没させずにできるだけ多くの価値を活用する観点から、他制度において既に認められ、運用されている手法を用いて正確性を担保しつつ、非化石電源に係る電力量として認定している。

⁴⁰ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) 上も、バイオマスはカウント上 CO₂ 排出量がゼロとされるエネルギー源とされている。

足元、FIP 電源が増える中で、発電設備併設型の蓄電設備が増加してきている。FIP 制度では、併設蓄電池の稼働率を向上させ、より効果的・効率的に需給バランスの確保に貢献することを促す観点から、新規 FIP 併設蓄電池は 2024 年 4 月から、既認定 FIP 併設蓄電池は 2025 年 4 月から、併設蓄電池の系統充電が可能となっている。

他方で、併設型蓄電池が系統充電を行う場合は、通常、一受電地点に、再エネ発電設備と蓄電池が併存し、かつ、蓄電池は系統とも接続されることから、TSO が託送供給業務で得た電力量データを用いる方法では、蓄電池充電分の非化石価値を把握することが困難。

参考図 2.1-68 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値



(出典) 第69回大量導入小委（令和6年9月30日）資料1を元に作成

そこで、FIP プレミアムの取扱いを参考としながら、2025 年 4 月発電分から、参考図 2.1-68 の、蓄電池から放電された電気量（①）について、系統側から蓄電池に充電された電気量（②）と発電側から蓄電池に充電された電気量（③）を用いて按分した値を、再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の蓄電池充電分の非化石価値として取り扱う⁴¹こととした。

(4) その他

(電力小売 GL の改定)

○ 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示方法に関する指針

「電力の小売営業に関する指針」（以下「電力小売 GL」という。）は、小売電気事業者が電気事業法などの関係法令を遵守するための指針を示すものであり、電気の需要家の保護の充実を図り、電気事業の健全な発達に資することを目的とするものである。

電力小売 GL では、需要家への適切な情報提供という観点から、電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示方法に関する指針も示されており、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）により、適切な開示がなされているかの確認や、事業者に対する問題点の指摘といった対応が行われている。

そのような中、監視等委より、現行の電力小売 GL の電源構成等や非化石証書の使用状況の開示方法に関する記載は、項目が多岐にわたり、小売電気事業者が容易に理解できるものにはなっていない可能性があるとの指摘がなされた。

その後、監視等委において検討が行われた結果、電力小売 GL の電源構成等や非化石証書の使用状況の開示方法に関する記載について、全体像を示した整理表を追加するなど、読みやすい構成・

⁴¹ 再エネ発電設備から系統へ直接流れる分についても非化石価値は認定される。

内容に改定を行う旨の建議が、監視等委からなされたところ。

この点、非化石証書以外の証書やクレジットなども普及している中、環境価値の訴求におけるそれらの位置づけや非化石証書による訴求方法をわかりやすく、明確にするような本変更は、小売電気事業者による適切な情報提供を促し、需要家の保護の充実に資するものと考えられることから、建議のとおり、電力小売 GL を改定することとした。

参考図 2.1-69 電源構成等情報の表示に係る整理表（イメージ）

			調達する電源種			
			①	②	③	④
			FIT電気	FIT電気以外の非化石電源		①～③以外 JEPX調達・火力など
	再エネ電源 (卒FIT・FIP・大型水力など)	②以外の非化石電源 (原子力など)				
非化石証書の使用	あり	FIT非化石証書	再エネ + CO2ゼロエミ (※1・2)	再エネ + CO2ゼロエミ (※2)	実質再エネ + CO2ゼロエミ (※2・3)	実質再エネ + 実質CO2ゼロエミ (※2・3)
		非FIT非化石証書	再エネ指定			
		再エネ指定なし	CO2ゼロエミ (※1・2)	CO2ゼロエミ (※2)		実質CO2ゼロエミ (※2・4)
	なし	環境価値の訴求不可 (※5)				

第92回 制度設計専門会合 (2023年12月26日) 資料3

※ 1 : FIT電気については、①「FIT電気」であること、②FIT電気の割合、③FIT制度の説明、の3要件が必要。
 ※ 2 : 必要量の非化石証書を割り当て、CO2排出量がゼロとなるように調整した場合。
 ※ 3 : 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これにFIT非化石証書又は再エネ指定の非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
 ※ 4 : 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定なしの非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
 ※ 5 : 非化石証書以外の証書やクレジット等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の訴求はできないことに留意。また、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることは、環境価値の訴求に当たることにも注意が必要。ただし、小売電気事業者からの電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書やクレジット等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられないことに留意。

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会

直近の開催状況

開催回数	開催日時	議題
第 89 回	令和 6 年 2 月 28 日	(1) 予備電源について (2) 非化石価値取引について (3) 需給調整市場について (4) 容量市場について (5) ベースロード市場について 第十五次中間とりまとめ（案）について
第 90 回	令和 6 年 3 月 22 日	(1) 非化石価値取引について (2) 予備電源について (3) 長期脱炭素電源オークションについて (4) ベースロード市場について 第十六次中間とりまとめ（案）について
第 91 回	令和 6 年 4 月 22 日	(1) 容量市場について (2) 需給調整市場について 第十七次中間とりまとめ（案）について ※非化石価値取引については報告のみ実施
第 92 回	令和 6 年 5 月 10 日	(1) 長期脱炭素電源オークションについて (2) 需給調整市場について
第 93 回	令和 6 年 5 月 27 日	(1) 長期脱炭素電源オークションについて (2) 需給調整市場について (3) 予備電源について
第 94 回	令和 6 年 6 月 28 日	(1) 需給調整市場について (2) 長期脱炭素電源オークションについて (3) ベースロード市場について 第十八次中間とりまとめ（案）について
第 95 回	令和 6 年 7 月 23 日	(1) 容量市場について (2) 需給調整市場について
第 96 回	令和 6 年 9 月 27 日	(1) 需給調整市場について (2) 非化石価値取引について (3) ベースロード市場について (4) 容量市場について
第 97 回	令和 6 年 10 月 30 日	(1) 容量市場について (2) 予備電源について (3) ベースロード市場について (4) 需給調整市場について

第 98 回	令和 6 年 12 月 24 日	(1) 需給調整市場について (2) 予備電源について (3) ベースロード市場について (4) 非化石価値取引について 第十九次中間とりまとめ（案）について
第 99 回	令和 7 年 2 月 5 日	(1) 容量市場について (2) 予備電源について
第 100 回	令和 7 年 2 月 26 日	(1) 非化石価値取引について (2) 長期脱炭素電源オークションについて (3) 容量市場について (4) 予備電源について (5) ベースロード市場について
第 101 回	令和 7 年 4 月 1 日	(1) 非化石価値取引について (2) 間接送電権について (3) ベースロード市場について (4) 容量市場について (5) 予備電源について
第 102 回	令和 7 年 4 月 23 日	(1) 容量市場について (2) 長期脱炭素電源オークションについて (3) 非化石価値取引市場について
第 103 回	令和 7 年 5 月 28 日	(1) 長期脱炭素電源オークションについて (2) 需給調整市場について (3) 予備電源制度について ※非化石価値取引については報告のみ実施
第 104 回	令和 7 年 6 月 23 日	(1) 長期脱炭素電源オークションについて
第 105 回	令和 7 年 6 月 25 日	(1) 需給調整市場について (2) 容量市場について
第 106 回	令和 7 年 7 月 22 日	(1) 容量市場について
第 107 回	令和 7 年 9 月 3 日	(1) 容量市場について
第 108 回	令和 7 年 10 月 29 日	(1) 非化石価値取引について (2) 需給調整市場について (3) ベースロード市場について
第 109 回	令和 7 年 12 月 12 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 容量市場について (3) 長期脱炭素電源オークションについて (4) 需給調整市場について

第 110 回	令和 8 年 1 月 23 日	(1) 容量市場について (2) 需給調整市場について (3) 非化石価値取引市場について (4) 間接送電権について (5) ベースロード市場について
---------	-----------------	--

※網掛け回は第二十四次中間とりまとめに関する議論等を実施

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会委員名簿

※五十音順、敬称略 ◎は座長、○は座長代理

(令和8年2月現在)

- 秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構
システム研究G グループリーダー
- 安藤 至大 日本大学経済学部 教授
- ◎大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授
- 河辺 賢一 東京科学大学 工学院 准教授
- 小宮山 涼一 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 曾我 美紀子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
パートナー 弁護士
- 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科 教授
- 辻 隆男 横浜国立大学大学院工学研究院
知的構造の創生部門 教授
- 土井 通子 PwC Japan有限責任監査法人
シニアマネージャー 公認会計士
- 又吉 由香 SMBC日興証券株式会社
産業・サステナビリティ戦略部
マネジング・ディレクター
- 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会

オブザーバー名簿

※五十音順、敬称略（令和8年2月現在）

今井 敬	電力広域的運営推進機関 企画部長
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
小林 総一	出光興産株式会社 専務執行役員
高木 宏彰	関西電力株式会社 執行役員 エネルギー・環境企画室長
斎藤 祐樹	株式会社エネット 取締役 経営企画部長
高橋 良太	イーレックス株式会社 執行役員 需給戦略室長
佐藤 英樹	東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部 技術担当部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局長
中谷 竜二	中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長
森 正樹	電源開発株式会社 経営企画部長
渡邊 崇範	東京ガス株式会社 エネルギートレーディングカンパニー 電力事業部長

（関係省庁）

環境省